

# 臨時農地等管理令に関する基礎研究

## —臨時農地等管理令第3条・第5条・第7条を中心に—

坂根嘉弘

### 1、はじめに

本稿の課題は、臨時農地等管理令の運用実態の解明を行うことにより、臨時農地等管理令の運用上の問題点とそのはたした機能を、戦後農地法制を念頭に置きつつ考察するところにある。本稿で考察の対象とするのは、臨時農地等管理令第3条・第5条・第7条の運用についてである<sup>(1)</sup>。最初に本稿の研究史上の意義を述べておきたい。

従来の近代農業史研究では、臨時農地等管理令は必ずしも大きく取上げられてこなかった。近代日本の農業問題を通史的に扱った研究書や戦間期あるいは戦時期農業政策を課題とした専門書にも、臨時農地等管理令のごく短い説明が登場するか、まったく登場しないということもあるという状況であった<sup>(2)</sup>。総じて臨時農地等管理令の扱いは小さかったのであるが、それは戦時期における地主小作関係や小作料、自創事業、農業団体、農村労働力問題、適正規模論などへの問題関心が強かったことによる。しかし、臨時農地等管理令は戦後農地法の原型の一つであり、戦時と戦後の農地政策をトータルに検討する際の重要な一環をなすもので、その分析は重要である。

もちろん、臨時農地等管理令についての先行文献がなかったわけではない。臨時農地等管理令についての基礎文献となったのは、小倉武一『土地立法の史的考察』、『農林行政史』第1巻、『農地制度資料集成』第10巻、細貝大次郎『現代日本農地政策史研究』である<sup>(3)</sup>。これらの文献により、臨時農地等管理令の立法過程、法令をめぐる状況、法令内容とその解説、1944年3月の改正などについて具体的資料を以って跡付けられるようになり、比較的詳しい法令解説・説明を得られるようになった。特に、『農地制度資料集成』第10巻(以下、『集成』10とする)所載の資料類が画期的な意義をもった。その後、それらに基づいた臨時農地等管理令に関する論稿が幾つか発表されているが<sup>(4)</sup>、『集成』レベルの範囲を出るものではな

い。

これらの先行研究の基本的問題点は、臨時農地等管理令運用の具体的な実態が解明されておらず、それがはたした機能が明らかにされていない点にあった。従来の論稿は、農林省の解説書(中央物価統制協力会議『臨時農地価格統制令臨時農地等管理令解説』1941年)や『集成』10をもとに、法令の解説や説明を行い、農林省の解説をもとに政策意図をまとめるというものであった。その際、臨時農地等管理令がどのように運用され、どのような役割をもち、どのような運用上の問題をもっていたのかなどは、問題関心にもほらず、法令解説をただなぞるばかりであった。同時に、このことは、臨時農地等管理令が農林省の政策意図どおり、あるいは法令に規定されたとおりに機能していたことを前提に議論することを意味した。

このような研究状況を生んだ要因として、次の3点を指摘しておきたい。第1は、従来の研究の問題関心が必ずしも臨時農地等管理令に集まらなかった点である。この点は上記したとおりでである。第2は、臨時農地等管理令の運用状況を示す資料や運用実績を示すデータが公表されていないという点である。一般に戦時期の諸政策については、すぐに敗戦となったため、運用実績などが公刊されないままになってしまったのであるが、臨時農地等管理令についても同様であった。『集成』10(539～542頁)に掲載された1941年～43年の実績(「臨時農地等管理令実施状況調」)が、全国集計値のみであったとはいえ、運用実績を示すものとしては初めてのものであった<sup>(5)</sup>。その他の、道府県別の運用実績や運用上での問題点、政策効果などについて具体的に検討しうる資料は公表されていないのである。第3は、『集成』以後の論稿についてみても、少しでも運用実態を解明していこうという姿勢がみられず、『集成』レベルの資料状況に甘んじてしまった点である。臨時農地等管理令について色々な議論を行うのは結構である

が、具体的な運用実態の解明に基づかない検討では意味がない。運用実態を少しでも解明していく努力が要請されているといえよう。

むしろ、本稿で注目したい先行研究は、戦時期の国土開発や都市計画研究に関するものである。この分野のほうが、近代農業史研究よりも刺激的な論点を提示しており、実証的・理論的にも一歩踏み込んでいた。ここで取上げるのは、岡田知弘氏と沼尻晃伸氏の研究である<sup>(6)</sup>。岡田氏は、戦時農地政策を農業的土地所有・利用と都市的土地所有・利用との重層化した視点から再構成し、公権力による農工調整のなかに臨時農地等管理令を位置付ける立場を示している。沼尻氏は、戦時における国土計画構想の登場とそのもとの工場立地・土地統制を検討しているが、臨時農地等管理令は中央政府による国土計画的な公法的統制の一環として機能していない（そもそもわが国では公法的な国土計画的土地動員としての性格が弱い）との評価を示している。戦時下における公法的土地統制の困難性を指摘している沼尻氏の研究は重要である。両氏は戦時期の公法的統制の評価が食い違っているが、ともに臨時農地等管理令の実績を議論の中に組み込んでいた点に特徴がある。特に、沼尻氏は広く資料を収集し読み込んでおり、臨時農地等管理令についても的を射た議論を展開している。両氏の臨時農地等管理令の評価については、最後に検討したい。

(1)臨時農地等管理令は、農地潰廢の制限、耕作放棄地の耕作強制、作付統制を規定していた。本稿で問題にするのは、農地潰廢の制限（臨時農地等管理令第3条・第5条・第7条）である。耕作強制（臨時農地等管理令第8条）並びに作付統制（臨時農地等管理令第10条）については、坂根嘉弘「農地作付統制についての基礎的研究」(上)(下)『広島大学経済論叢』27-1、27-2、2003年、坂根嘉弘「農地問題と農地政策」『戦後日本の食料・農業・農村第1巻戦時体制期』農林統計協会、2003年、坂根嘉弘「戦時日本における農地作付統制政策の運用実態—長野県の事例—」『史学研究』247、2005年で検討済である。

(2)たとえば、大内力『日本現代史大系 農業史』（東洋経済新報社、1960年、273頁）や暉峻衆三『日本農業問題の展開』下（東京大学出版会、1984年、

326頁）には、型どおりの法令内容の説明が数行なされていたにすぎない。近年の専門書である森武磨『戦時日本農村社会の研究』（東京大学出版会、1999年）や平賀明彦『戦前日本農業政策史の研究1920-1945』（日本経済評論社、2003年、339頁）では、法令名も登場していないか、法令名とごく短い説明があるだけである。

(3)小倉武一『土地立法の史的考察』農業評論社、1951年、746-763頁、『農林行政史』第1巻、農林協会、1958年、603-610頁、『農地制度資料集成』第10巻、御茶の水書房、1972年の「第二篇 臨時農地等管理令及臨時農地価格統制令」、細貝大次郎『現代日本農地政策史研究』御茶の水書房、1977年、964-993頁。

(4)たとえば、田中学「戦時農業統制」東京大学社会科学研究所編『ファシズム期の国家と社会2 戦時日本経済』東京大学出版会、1979年、庄司俊作『日本農地改革史研究』御茶の水書房、1999年、第6章など。

(5)ただし、第3条・第5条・第7条の件数・面積のみであり、事業別・条件内容別についての全国集計値も示されていない。もっとも、道府県の農地改革史/誌では、それぞれの道府県の実績が掲載されている場合がある。たとえば、『青森県農地改革史』1952年、312-315頁、『静岡県農地制度改革誌』1956年、167-168頁、『新潟県農地改革史 改革頌末』1963年、397-399頁など。

(6)岡田知弘『日本資本主義と農村開発』法律文化社、1989年、第7章、沼尻晃伸『工場立地と都市計画』東京大学出版会、2002年、第5章。

## 2、農地潰廢の進展

ここでは、臨時農地等管理令の運用実態の分析に入る前に、臨時農地等管理令が制定・施行される直前（1940年12月）までの耕地面積の増減並びに耕地拡張・潰廢面積の動向を確認しておきたい。

表1-1により1940年までの耕地面積（総数）の動向をみると、1937年までは着実に増加していたことが分かる。特に、1936年までは、1934年を除き、毎年平均2万町歩から4万町歩近くの増加をみせていた。その耕地拡張は主に開墾によっていたのである（表1-2）。ところが、日中戦争開始の1937年から様相が変わり始める。1937年に

表 1-1 耕地面積

年次	耕地面積 (町)			前年との比較増減 (町)			指数 (1935年=100)			小作地率		
	総数	田	畑	総数	田	畑	総数	田	畑	総数	田	畑
1930年	5,915,994	3,204,231	2,711,763	—	—	—	98	100	96	47.7	53.7	40.7
1931年	5,954,137	3,211,908	2,742,230	38,143	7,677	30,467	98	100	97	47.2	53.4	39.8
1932年	5,992,036	3,219,935	2,772,101	37,899	8,027	29,871	99	100	98	47.2	53.3	40.1
1933年	6,028,764	3,225,628	2,803,136	36,728	5,693	31,035	100	100	99	47.2	53.2	40.2
1934年	6,037,645	3,218,440	2,819,205	8,881	-7,188	16,069	100	100	99	47.0	53.2	39.9
1935年	6,058,753	3,219,326	2,839,427	21,108	886	20,222	100	100	100	46.8	52.9	40.0
1936年	6,085,887	3,217,686	2,868,201	27,134	-1,640	28,774	100	100	101	46.5	52.6	39.8
1937年	6,098,435	3,217,929	2,880,507	12,548	243	12,306	101	100	101	46.4	52.2	40.0
1938年	6,078,283	3,208,254	2,870,028	-20,152	-9,675	-10,479	100	100	101	46.6	52.4	40.0
1939年	6,079,247	3,209,298	2,869,949	964	1,044	-79	100	100	101	45.8	51.8	39.0
1940年	6,077,503	3,206,576	2,870,927	-1,744	-2,722	978	100	100	101	45.5	51.5	38.9
1941年	6,056,656	3,202,732	2,853,924	-20,847	-3,844	-17,003	100	99	101	45.9	—	—
1942年	6,028,240	3,198,687	2,829,552	-28,416	-4,045	-24,372	99	99	100	45.9	—	—
1943年	5,982,684	3,177,469	2,805,215	-45,556	-21,218	-24,337	99	99	99	45.8	—	—
1944年	5,902,974	3,143,850	2,759,124	-79,710	-33,619	-46,091	97	98	97	46.4	—	—
1945年	5,404,691	2,993,218	2,411,473	-498,283	-150,632	-347,651	89	93	85	46.3	—	—

出典：『農林省統計表』。

注：1) 1940年以前は、その年の12月末現在のもの。1941年以降は、その年の8月1日現在のもの。

2) ただし、1945年の千葉・広島・大分については、農林省への報告がないため、1944年の数値を計上。沖縄の1944年・45年は『農林省統計表』に項目がないため、1943年の数値を計上。

は耕地拡張のトレンドが大幅に鈍り、1万町歩の拡張へと半減し、さらに1938年には一転して田畑とも1万町歩、あわせて2万町歩の減少をみるのである。ただし、このことは、田の拡張面積が1934年以降急速に減少し、場合によっては減少に転じている(1934年・36年)こととして、すでに兆候があらわれていた。耕地面積(総数)の拡張は、主に畑の拡張によって支えられていたのである。しかし、1938年に、田に次いで畑も大きく減少をみたことは、農林当局に大きな衝撃を与えた。減少の原因は、開墾と荒地復旧面積の減少により耕地拡張面積が例年より減少したのに加え、工場等敷地や荒地面積の激増による耕地潰廃面積が増加した点にあった(表1-2)。工場等敷地と荒地による潰廃面積は前年の2倍、3倍を示していた。その後、1939年には若干(千町歩)の増加をみせるが、逆に1940年には2千町歩近くの減少を示すことになる。主な原因は、開墾面積の停滞と工場等敷地や荒地の増加にあった。これらの背景には、1937年の大型軍拡予算以降、毎年の軍事費予算の拡大という背景のもとで、軍需景気の拡大とともに軍需関連工場が急速に広がっていったことがあった。

このように臨時農地等管理令が制定・施行される直前の時期は、荒地復旧と開墾の停滞ないし減少による耕地拡張の減少と工場等敷地による耕地潰廃が進行し、食糧生産の土台である耕地面積そのものの減少という未曾有の事態を招いていたのである。これに追い討ちをかけたのが、朝鮮・西日本をおそった1939年の旱害である。中国・四国地方を中心に平年作の4割から3割の減収であった。この年は北海道・東北・関東地方が豊作であったため事なきを得たが、この年の秋には旱害による不作に加えて、渇水による電力不足への社会不安が一気にたかまった。農林当局の衝撃は大きく、土地改良に対する予算額が急増するなど食糧増産への動きがにわかに積極化した<sup>(1)</sup>。

このような状況の中で、農地の拡張・改良政策(開墾政策、農地改良政策、農業水利政策)を強化する一方、食糧生産の土台である農地自体の潰廃を抑制していこうという動きが強まるのは当然であった。軍需生産が拡大しているなか、ある程度の農地潰廃が進むのは止むを得ないとしても、それを出来る限り最小限に抑え、かつ潰廃するにしても生産性の高い農地(良田良畑)を回避するという施策が求められることになったのである。

表1-2 耕地拡張及び潰廃面積

単位：町

年次	拡 張					潰 廃				
	総数	荒地復旧	開墾	干拓・埋立	地目変換	総数	工場等敷地	道路等敷地	荒地	地類地目変換
1930年	51,235	3,607	37,285	555	9,788	33,844	7,041	3,186	4,050	19,568
1931年	59,079	3,391	48,665	620	6,404	21,464	3,609	3,874	4,090	9,891
1932年	59,211	4,395	50,529	795	3,491	21,357	3,360	5,161	3,742	9,094
1933年	60,232	4,320	51,261	1,042	3,610	29,366	4,246	8,724	4,248	12,148
1934年	49,405	3,368	42,053	640	3,345	38,994	5,142	7,452	14,521	11,897
1935年	54,397	8,831	41,870	660	3,036	33,641	4,641	6,279	11,074	11,647
1936年	50,926	7,610	39,621	934	2,761	24,829	4,891	5,431	5,361	9,147
1937年	38,130	5,299	30,513	372	1,947	23,875	6,742	5,339	3,917	7,876
1938年	32,346	3,868	25,655	655	2,168	46,978	12,615	4,751	14,118	15,494
1939年	31,721	7,346	21,751	516	2,108	30,952	9,723	3,862	4,846	12,521
1940年	30,667	5,328	22,366	727	2,245	34,468	10,578	3,588	7,512	12,790

出典：『農林省統計表』。

このような重い課題を背負って登場するのが、臨時農地等管理令であった。

- (1)この時期の耕地面積の動向、土地改良政策については、坂根嘉弘「資料 日本における戦時期農地・農地政策関係資料(1)」『広島大学経済論叢』25-3、2002年を参照いただきたい。

### 3、臨時農地等管理令の運用実態

#### 1) 臨時農地等管理令による 農地転用・農地潰廃の統制

臨時農地等管理令の主な内容は、第3条・第5条・第7条の農地転用・農地潰廃の統制、第8条の耕作放棄地の耕作強制、第10条の作付統制であった。このうち、本稿で検討するのは、第3条・第5条・第7条の農地転用・農地潰廃の統制である<sup>(1)</sup>。第3条は、農地の所有者・賃借人等がその農地を耕作以外の目的に転用する場合は地方長官の許可を必要とするというものであった。いわゆる自己転用の統制である。第5条は、農地転用のために農地の所有権・賃借権等を取得しようとする者は地方長官の許可を必要とするというものであった。つまり、転用目的の権利移動を統制するものであった。しかしながら、第4条・第6条にはそれらの適用除外規定があり、国又は道府県がかかわる事業や施設には適用されないことになっていた。つまり、一般私人(民間)と市町村その他の公共団体には適用されるが、国・道府県がかかわる農地転用・農地潰廃には適用しないことと

されていたのである。ただし、5000坪を超える大口の農地転用・農地潰廃には国・道府県といえども農林大臣の了承や承認が必要とされていた。それが第7条で、国の場合には、農地潰廃面積が5000坪を超える場合には、主務大臣が自らなすときはその主務大臣が農林大臣と協議し(了承を受け)、主務大臣以外の行政庁がなす場合にはその主務大臣を経由して農林大臣の承認を受けることになっていた。道府県の場合にも潰廃面積が5000坪を超える場合には北海道庁長官又は府県知事は農林大臣の承認を受ける必要があった。つまり、国・道府県といえどもまったく自由に農地転用・農地潰廃が行えたわけではなく、5000坪(約1.7町)を超える場合には農林大臣の了承・承認を得なければならないという一定の制約が課せられていたのである。しかし、国又は道府県がかかわる、いわば小口(5000坪以下)の事業や施設の場合はフリーパスであったのである。もっとも、第7条には「但し軍機保護上支障アル事項ニ付テハ此ノ限りニ在ラズ」との但書があった。これについて農林省は、「軍機保護上絶対に秘密を要する場合には協議又は承認を要せずと雖も之に依り軍関係のものは総て之を要せずとするに非ず、施行規則第十条に掲ぐる事項中支障なき事項に付ては協議又は承認を必要とす」<sup>(2)</sup>としていたが、実際にはフリーパスの状態であったと思われる。

以上を整理すると、①民間や公共団体の事業・施設による農地転用・農地潰廃の場合には面積の広狭にかかわらず第3条・第5条が適用され、②国

や道府県のかかわる事業・施設による農地転用・農地潰廃の場合には、その潰廃面積が5000坪以下の場合には第3条・第5条は適用されずフリーパスであり、③国や道府県のかかわる事業・施設でも5000坪を超える場合には農林大臣の了承・承認が必要であった。それに加え、④国や道府県のかかわる事業・施設でも「軍機保護上支障アル事項」については5000坪を超えていても事実上臨時農地等管理令は適用除外の状態であった、という4つの場合があったことになる。

本稿では、上記4つの場合の臨時農地等管理令運用状況を検討していくことになるのであるが、以下では、①の臨時農地等管理令第3条・第5条が適用された民間や公共団体の事業・施設による農地転用・農地潰廃の場合と、②③④の第7条にかかわる国や道府県による農地転用・農地潰廃の場合に分けて検討を進めたい。

(1)以下、条文解釈ならびに条文引用については、中央物価統制協会会議『臨時農地価格統制令臨時農地等管理令解説』1941年5月、関谷俊作『日本の農地制度』農業振興地域調査会、1981年を参照。

(2)前掲『臨時農地価格統制令臨時農地等管理令解説』77頁。

## 2) 臨時農地等管理令第3条・第5条の運用状況

### ア) 臨時農地等管理令第3条・第5条の許可申請基準

ここでは、臨時農地等管理令第3条・第5条の運用状況を検討するが、最初に第3条・第5条の許可申請基準をみておきたい。臨時農地等管理令第3条・第5条については臨時農地等管理令施行規則で次のような許可申請基準が示されていた。

臨時農地等管理令施行規則（1941年2月1日農林省令第11号）（抄録）

第三条 令第三条ノ許可ノ申請ハ左ノ各号ノ一ニ該当セザル場合ニ限り之ヲ為スコトヲ得但シ已ムヲ得ザル事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 当該農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供セントスル事業又ハ施設ガ時局ニ緊要ナラザルモノナルトキ
- 二 当該農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供スルコトニ因リ附近ノ農地又ハ作物ニ著シク被害

ヲ及ボス虞アルトキ又ハ当該農地ノ耕作者ノ生活ノ安定ヲ著シク害スル虞アルトキ

- 三 当該農地ガ国又ハ道府県ノ助成ヲ受ケ造成又ハ改良セラレタルモノ又ハ農地調整法ノ規定ニ依ル自作農創設維持事業ニ依リ創設又ハ維持セラレタルモノナルトキ

第七条 令第五条ノ許可ノ申請ハ左ノ各号ノ一ニ該当セザル場合ニ限り之ヲ為スコトヲ得但シ已ムヲ得ザル事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 第三条各号ノ一ニ該当スルトキ
- 二 所有権、賃借権、地上権其ノ他ノ権利ヲ取得シタル後相当期間内ニ当該農地ガ一定ノ目的ニ供セラルル見込ナルトキ

この臨時農地等管理令施行規則第3条並びに第7条で「許可の一応の方針」<sup>(1)</sup>が示されている。許可申請基準は、農外転用の施設・事業が「時局ニ緊要ナラザルモノ」（第1号）かどうか、農外転用により「附近ノ農地又ハ作物ニ著シク被害ヲ及ボス虞アル」（第2号前段）かないか、あるいは「当該農地ノ耕作者ノ生活ノ安定ヲ著シク害スル虞アル」（第2号後段）かないか、であった。第1号の「時局ニ緊要」なる事業は、農林省も認めているように「非常に抽象的」<sup>(2)</sup>であったが、具体的には例えば臨時資金調整法施行令第9条に列記されている事業（航空機製造事業、金属工機製造事業、兵器及兵器部分品製造事業、銅船製造事業、製鉄事業、産金事業、石炭事業、石油鉱業・石油精製業及石油輸入業）を典型例としてあげていた<sup>(3)</sup>。要するに、「時局ニ緊要」なる事業の典型例として軍需乃至関連鉱工業を想定していたことは明白であった。第2号前段の「附近ノ農地又ハ作物ニ著シク被害ヲ及ボス虞」については煙害や毒水などによる被害あるいは用排水路や農道の破壊の虞などで、それについての適当な除害設備などが無い場合であった。第2号後段の「当該農地ノ耕作者ノ生活ノ安定ヲ著シク害スル虞」については、離作に際しその耕作者の生活を害することがないように、代地の提供や相当の作離料支給、転業の保証などを想定していた<sup>(4)</sup>。さらに農林省は「臨時農地価格統制令・臨時農地等管理令要綱質疑応答」では、第3条・第5条ともに「出来得ル丈良田、良畑ヲ潰廃スルコトヲ防止ス

ルト供ニ潰廢スルノ已ムヲ得ザル事情アル場合ニ於テモ可及的ニ必要最小限度ニ止マラシムルコトヲ根本原則トシ」としていた<sup>(5)</sup>。つまり、農林省の意図は、農地転用が時局に緊要かどうか、農地転用が附近の農地や作物に害を与えないかどうか、当該農家の生活を脅かさないかどうか、を許可申請方針とし、許可する場合にも良田、良畑の潰廢防止を第一に、出来る限り面積も限定する、というのが基本方針であった。

とはいつても、「時局ニ緊要」かどうかなどについては、判断に幅が生じる余地が大きかった。これが次に検討するように許可内容の地域別差異となつてあらわれることになるのであるが、加えて農林省は第3条・第5条の許可については、「特ニ食糧農産物等ノ確保ヲ期スルハ勿論ナリト雖モ其ノ他産業、交通、厚生政策等諸般ノ要請ニ付テモ留意スルコト」という通牒を出している<sup>(6)</sup>。つまり、「産業、交通、厚生政策等諸般ノ要請」については配慮する旨の通牒であった。岸良一農政局長は、この点については、「中々難かしい問題であります」が、「実情に即して円滑なる運営を致し」たい旨を述べるにとどまっている<sup>(7)</sup>。

「産業、交通、厚生政策等諸般ノ要請」の意味することの具体像を全体的に明らかにすることは今のところ出来ないが、その一つが軍需乃至関連事業への特別な配慮であろうことは想像に難くない<sup>(8)</sup>。

では、臨時農地等管理令の具体的な運用状況はどうであったのであろうか、次に検討したい。

### イ) 全国的な運用状況

最初に、臨時農地等管理令第3条・第5条の全国的な道府県別運用状況を検討しておきたい。道府県別申請事件処理状況一覧表は、『臨時農地価格統制令処理状況及び処理令実施状況』（農林省文書）に、1942年・43年の2ヵ年分の臨時農地等管理令第3条・第5条が残されているのみである。これらの諸表は、坂根嘉弘「資料 日本における戦時期農地・農地政策関係資料（4）」（『広島大学経済論叢』27-3、2004年）に、表2-2-1～表2-5-3の12表で紹介した。以下の検討はこれらの諸表によるが、紙幅の関係もあり、この12表のそのままの再掲はおこなわないので、基礎データについては前掲拙稿「資料 日本におけ

表2 臨時農地等管理令実施状況

#### (A) 第3条

単位：町

年度	資料番号	申請件数	処理件数		申請通許可		条件付許可		許可合計		不許可		未済	不許可率	
			件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積		件数	面積
1941年度	①	5,288	5,054	2,111	2,743	1,531	1,725	283	4,468	1,814	586	297	234	12%	14%
	②	5,056	4,803	1,723	3,017	1,349	1,273	165	4,290	1,514	513	209	253	11%	12%
1942年度	①	4,764	4,547	663	2,847	451	1,232	135	4,079	586	468	77	217	10%	12%
	②	3,471	3,433	1,986	2,379	1,544	668	243	3,047	1,787	386	199	38	11%	10%
1943年度	①	3,064	3,032	586	2,065	447	649	90	2,714	537	318	49	126	10%	8%

#### (B) 第5条

1941年度	①	6,549	6,322	2,069	4,212	1,312	1,590	595	5,802	1,907	520	162	227	8%	8%
	②	8,795	8,177	2,661	5,379	1,218	2,026	1,155	7,405	2,373	772	288	618	9%	11%
1942年度	①	8,410	7,846	1,359	5,203	820	1,929	388	7,132	1,208	714	151	564	9%	11%
	②	7,959	7,956	7,437	5,338	1,986	1,830	5,138	7,168	7,124	788	313	3	10%	4%
1943年度	①	6,993	6,847	2,077	4,626	919	1,585	976	6,211	1,895	636	182	292	9%	9%

#### (C) 第3条第5条合計

1941年度	①	11,837	11,376	4,180	6,955	2,843	3,315	878	10,270	3,721	1,106	459	461	10%	11%
	②	13,851	12,980	4,384	8,396	2,567	3,299	1,320	11,695	3,887	1,285	497	871	10%	11%
1942年度	①	13,174	12,393	2,022	8,050	1,271	3,161	523	11,211	1,794	1,182	228	781	10%	11%
	②	11,430	11,389	9,423	7,717	3,530	2,498	5,381	10,215	8,911	1,174	512	41	10%	5%
1943年度	①	10,057	9,879	2,663	6,691	1,366	2,234	1,066	8,925	2,432	954	231	418	10%	9%

出典：『農地制度資料集成』10、『臨時農地価格統制令処理状況及び処理令実施状況』農林省文書。

注：1) ①は「臨時農地等管理令実施状況調」（『集成』10、539頁～542頁）によるもの。

②は「臨時農地価格統制令処理状況及び処理令実施状況」農林省文書によるもの。

2) 1941年度は、2月～12月の数値。他は1月～12月の数値。

る戦時期農地・農地政策関係資料(4)」を参照いただきたい。

まず、申請件数(カッホは許可件数)についてであるが(表2)、全国合計件数は、1942年の第3条4764(4079)件、第5条8410(7132)件、1943年の第3条3064(2714)件、第5条6993(6211)件であった。第3条より第5条のほうが、1943年より1942年のほうが多くなっている。第3条は自己転用であり、第5条の転用目的の権利移動が多くなることは容易に予想できる点であった。1943年より1942年のほうが多くなっているのは、工場建設・労務者住宅などによる転用が1942年のほうが活発であったことによる。

以下、申請件数・面積により上位・下位の道府県をみておきたいのであるが、まず1942年の第3条・第5条及び1943年の第3条・第5条を合計した申請件数をみておくと(表3-1)<sup>(9)</sup>、上位10府県では、愛知1933件、神奈川1652件、大阪1588件、東京1383件、埼玉1343件、兵庫1084件、福岡1027件、茨城857件、広島759件、千葉702件であり、この上位10府県で半数を超えていた。逆に、下位10県は、滋賀49件、福井74件、高知108件、青森111件、秋田129件、徳島133件、山形138件、鳥取142件、沖縄156件、奈良188件となる。申請面積では、北海道663町、栃木584町、神奈川341町、愛知254町、大阪203町、福岡189町、東京180町、兵庫170町、埼玉149町、茨城134町、群馬134町が上位となる。件数上位では登場しなかった北海道、栃木、群馬の面積が大きくなっている。特に、北海道と栃木が突出している。申請面積の下位は、滋賀9町、徳島11町、福井12町、青森17町、高知18町、山形22町、和歌山22町、奈良24町、鳥取26町、沖縄29町である。滋賀や徳島、福井は10町前後であり、かなり少ない。総じて、申請件数・面積の多い道府県は、北海道と都市・都市近郊地域であったといえる。1942年・43年別、第3条・第5条別にみると、第3条は、単年度では、多い道府県で300件前後(1942年大阪の642件は突出した件数)であったが、第5条は多い道府県では500件から1000件に達しており、第3条よりもはるかに多い申請件数であった。特に、1942年の東京1019件、神奈川758件、愛知867件、埼玉613件、並びに1943年の愛知807件、神奈川513件は突出していた。申請件数の多寡は、基本的には、戦

時期の各地域における軍需関連産業・鉱工業部門の拡張やそれに伴う労働者などの移動の状況(陸海軍施設増設などによる移動も含む)に規定されていたとみていいであろう。また、次に事例分析として取上げる滋賀県と茨城県は、多寡それぞれの代表的地域であったが、これは、軍用地等による農地潰廃面積がこの両県で対照的であったことが背景にあったとみられる。軍需関係潰地調査(1941年1月~12月)によると、茨城県の潰地原因別調査では、軍用地391町、軍需工場敷地13町、軍需鉱業其他53町、計458町であったのに対して、滋賀県では、軍用地2町、軍需工場敷地1町、軍需鉱業其他6町、計9町にすぎなかったのである<sup>(10)</sup>。なお、1件当面積はだいたい1反から3反程とかなり小さな地片であったが、第3条よりも第5条が、1942年よりも1943年が、より大きくなっていた。これは主に工場建設の面積が、第3条より第5条のほうが、1942年より1943年のほうが、より大きかったことによる。ただし、北海道は1件当1町から3町程度と特別であり、また、1943年第5条の栃木県も4.6町と特別であった(1件当14町に及ぶ工場建設37件による)。

次に、不許可率(不許可件数÷処理件数(申請件数-未済件数))をみておきたい。まず、全国平均(表2)をみると、資料により若干異なるが、ほぼ10%前後であったことが分かる。ただし、これには大きな地域的格差が存在した。1942年第3条では、不許可率上位から順に長崎36%、青森35%、京都・東京34%、島根33%、石川32%、滋賀25%、富山24%、宮城21%で、10%以上が18府県。他方、0%は新潟、愛媛、静岡、鳥取、岡山、岩手、秋田、山形、栃木、山梨10県であった。1943年第3条では、上位は青森48%、新潟40%、石川・京都36%、兵庫30%、長野29%、長崎・広島・大分27%、富山20%で、10%以上は20府県。他方、0%は岩手、山形、福島、栃木、福井、山梨、岐阜、静岡、滋賀、鳥取、島根、岡山、徳島、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄の17府県で、全国平均は特に変化はないが、1943年のほうが42年より、より両極に分化した形となっていた。第5条では、1942年で、上位は長崎34%、東京28%、奈良23%、京都19%、富山・石川17%、兵庫・青森14%で、10%以上は10府県。他方、0%は秋田、山形、福島、新潟、福井、山梨、静岡、岡山、徳島、愛媛、

表3-1 臨時農地等管理令第3条・第5条(1942年・43年)申請事件処理状況

単位:反

府県名	申請 件数	処理 件数	申請 面積	申請通許可				条件付許可				不許可		未済 件数
				件数	田	畑	計	件数	田	畑	計	件数	面積	
北海道	676	651	6627	614	895	4787	5683	6		47	47	31	897	31
青森	111	103	169	54	64	43	106	20	7	9	16	29	47	8
岩手	209	209	495	207	98	389	486	1	0		0	1	9	
宮城	202	197	343	116	33	71	103	51	37	77	114	30	126	9
秋田	129	124	295	80	94	78	172	32	50	26	76	12	47	5
山形	138	137	224	127	69	90	158	10	22	44	66			1
福島	267	252	509	232	290	169	458	17	12	37	49	3	2	20
茨城	857	869	1344	770	97	907	1004	74	32	251	283	25	58	12
栃木	278	261	5836	188	52	191	243	66	487	5065	5553	7	40	17
群馬	429	429	1338	238	24	488	512	159	121	625	746	32	80	
埼玉	1343	1318	1491	488	77	409	485	708	57	702	759	122	247	47
千葉	702	677	903	542	145	412	558	95	67	152	220	40	126	30
東京	1383	1359	1803	922	118	943	1060	34	0	101	101	403	641	24
神奈川	1652	1435	3405	1056	609	1591	2200	200	106	549	656	179	549	217
新潟	267	253	541	218	274	209	483	10	11	16	27	25	31	19
富山	352	328	658	147	196	40	236	129	264	29	293	52	129	39
石川	344	330	712	189	260	104	364	66	102	74	175	75	173	16
福井	74	74	116	29	14	7	21	44	65	25	91	1	3	
山梨	203	203	298	172	82	161	243	31	16	40	56			
長野	381	381	713	269	136	363	499	88	71	131	201	24	13	
岐阜	366	352	505	342	231	243	474	7	22	0	22	3	9	14
静岡	655	629	1147	195	249	223	473	434	362	313	675			26
愛知	1933	1747	2539	1563	1001	1228	2229	49	83	78	161	135	148	186
三重	305	300	479	265	215	185	399	19	14	37	50	16	29	5
滋賀	49	49	92	37	40	43	83	8	5	2	7	4	2	
京都	316	316	478	196	132	130	262	40	32	39	71	80	146	
大阪	1588	1588	2030					1484	1357	673	2030	104		
兵庫	1084	997	1704	667	634	315	949	158	327	61	389	172	366	87
奈良	188	176	244	107	95	51	147	40	48	15	63	29	34	12
和歌山	214	201	223	150	93	70	163	33	21	27	48	18	12	13
鳥取	142	135	257	123	135	85	220	10	28	8	37	2	1	7
島根	282	277	410	83	47	14	61	168	232	90	321	26	27	5
岡山	323	296	459	259	271	132	403	37	42	13	55			27
広島	759	754	900	632	500	272	772	61	36	20	56	61	72	85
山口	523	518	685	330	210	108	319	124	213	61	274	64	92	5
徳島	133	121	114	83	28	36	64	37	25	24	49	1	1	12
香川	412	405	416	181	82	44	126	208	256	7	263	16	28	15
愛媛	359	346	619	320	327	204	530	8	19	29	48	18	40	21
高知	108	108	182	72	80	51	130	28	27	18	45	8	7	
福岡	1027	1009	1885	664	646	442	1088	215	323	273	595	130	201	47
佐賀	358	358	839	135	168	63	231	218	506	97	603	5	5	
長崎	322	307	471	203	142	177	318	10	7	46	53	94	99	32
熊本	402	394	521	351	162	261	423	34	34	44	79	9	20	18
大分	481	394	523	332	230	225	466	26	16	26	42	36	15	87
宮崎	364	364	487	332	136	256	393	26	45	45	90	6	5	
鹿児島	385	385	523	335	241	206	447	43	26	36	63	7	14	
沖縄	156	156	294	126	2	116	118	29	7	168	175	1	1	
計	23231	22272	46847	14741	9722	16631	26365	5395	5638	10253	15892	2136	4590	1199

出典:『臨時農地価格統制令処理状況及び処理令実施状況』農林省文書。

注:1)大阪府の不許可面積は不明である。

2)東京の1943年第3条・第5条は不明である。

3)次の注記を参照。福井県「条件付許可」には「其ノ他」0.3反、鳥取県「申請通許可」には「其ノ他」0.518反、大分県「申請通許可」には「其ノ他」11.828反、がある。

宮崎、沖縄の12県であった。1943年第5条は、上位は長崎28%、京都25%、秋田・青森24%、宮城20%、石川・山口19%、福岡17%、兵庫・奈良16%で、10%以上は19府県。他方、0%は北海道、岩手、山形、福井、山梨、静岡、鳥取、岡山、徳島、佐賀、沖縄の11道県であった。1942年・43年の第3条・第5条を通して不許可率が高い府県も低い府県も幾つかの府県では共通していた。不許可率が高い府県は青森、富山、石川、京都、長崎で、低い府県(0%)は岩手、山形、山梨、福井、静岡、岡山、鳥取、徳島、沖縄であった。不許可率が何故これほどの幅をもったのかについては非常に興味ある問題である。つまり、許可になる可能性が低い申請を行っていたのか、あるいは行政側の許可基準が厳しかったのか、ということであるが、資料の関係で、これらの個別事件ごとの処理状況が分からないため、残念ながらこれ以上の具体的な状況は分からない。この点については、次の茨城県と滋賀県の検討で触れるが、行政側の対応差によるところが一因であろうことを指摘しておきたい。

次に、条件付許可の条件内容を見ておこう(表3-2)。1942年の第3条・第5条と1943年の第3条・第5条をすべて合計した条件内容別の割合をみると、面積縮小15%、一時耕作30%、「工事着手時期ノ指定」(以下、工事着手時期指定とする)21%、被害防除施設11%、転業斡旋0%、作離料支給7%、毛上補償1%、代地提供3%、其ノ他11%となる。面積縮小、一時耕作、工事着手時期指定で66%と3分の2を占めており、食糧増産政策を前提にした対応がなされていたことがうかがえる。ただし、条件付許可件数は道府県別にかなり偏在しており、面積縮小では静岡214件、神奈川112件、一時耕作では埼玉527件、静岡248件、大阪592件、香川130件、工事着手時期指定では大阪803件、の件数が突出していた。他方、被害防除施設、転業斡旋、作離料支給、毛上補償、代地提供といった生産者サイドへの配慮はそれほど多くはなかったと言わざるを得ない。特に、戦時期に一般化するとみられた作離料支給がそれほどでもなかったことが確認できる。作離料支給で特徴がある府県は、次に検討する茨城県であった。茨城県では条件付許可の91%が作離料支給となっている。その他、宮城25%、秋田32%、石川25%、

島根32%、岡山24%、山口27%、徳島27%、熊本21%となっていた。これらの相違が出る要因の一つは、行政側(特に地方小作官)の姿勢・対応にあったのではないと思われる。

最後に、事業別件数である(表3-3-1)。農林省は、農外転用する場合の事業別として、工場建設、労務者住宅、一般住宅、「倉庫又ハ事務所」、材料置場、運動場、造植林、採掘場に類別している。1942年の第3条・第5条と1943年の第3条・第5条をすべて合計した事業別件数の割合をみると、工場建設14%、労務者住宅10%、一般住宅46%、「倉庫又ハ事務所」(以下、倉庫事務所とする)9%、材料置場3%、運動場2%、造植林2%、採掘場3%、其ノ他12%となる。一般住宅が46%と半数近くをしめており、次に工場建設、労務者住宅、倉庫事務所が続いているが、材料置場、運動場、造植林、採掘場は2~3%で少なかった。時局に緊要なる事業に直接関係すると思われる工場建設、労務者住宅、倉庫事務所、材料置場、採掘場は合計36%、全体の3分の1程度であった。以上は件数別割合であったが、次に面積による事業別割合をみておくと(表3-3-2)、工場建設37%、労務者住宅13%、一般住宅14%、倉庫事務所5%、材料置場2%、運動場3%、造植林10%、採掘場3%、其ノ他14%となっている。面積別では、工場建設と造植林がかなり比率を上げ、逆に一般住宅が14%へと大きく比率を下げている。ここには1件当事業規模の差異が明瞭に表れている。時局に緊要なる事業に直接関係すると思われる事業の比率は60%であり、面積からみると3分の2近くにまでなっている。道府県別に事業別割合の特徴をみると、工場建設の割合が全体的に高いのが山形、福島、栃木、新潟、石川、福井、山梨、愛知、滋賀、鳥取で、件数割合が最も高かったのが鳥取の36%、面積では栃木の95%であった。特に、栃木は全国の工場建設許可面積全体の35%を一県のみでしめており、飛び抜けた存在であった(次いで愛知7%、神奈川6%、北海道・群馬・大阪4%で、大方の府県は1~2%程度)。次に、一般住宅であるが、全体に高かったのは、茨城、埼玉、千葉、東京、大阪、和歌山、宮崎、鹿児島であった。全国の一般住宅面積全体でみると、大阪11%、茨城・埼玉9%、神奈川8%、東京7%、愛知5%となり、都市あるいは

表 3-2 臨時農地等管理令第 3 条・第 5 条 (1942 年・43 年) 条件付許可の条件内容

府県名	条件付 許可件数	条 件 内 容 別									計
		面積縮小	一時耕作	工事着手 時期ノ 指 定	被害防除 施 設	転業斡旋	作離料 支 給	毛上補償	代地提供	其ノ他	
北海道	6	3	1							2	6
青森	20	14		1						6	21
岩手	1	1									1
宮城	51	12	2	4	7		13	4	3	8	53
秋田	32	4	3	4	3		11	4	4	1	34
山形	10	2	6		3					1	12
福島	17	17									17
茨城	74	1		1	2		67	1	2		74
栃木	66	14	25	12	9		4		4	19	87
群馬	159	15	12	35	1		5	1	40	103	212
埼玉	708	84	527	4	126		70	16	3	4	834
千葉	95	59	4	8	10		10	1	7	1	100
東京	34	9	10	11	6					5	41
神奈川	200	112	37	11	11	1	7	1		21	201
新潟	10	3			1					6	10
富山	129	13	22	85	8					24	152
石川	66	8	28		3		19		3	15	76
福井	44	1	9	31				1		8	50
山梨	31	11	1	8	1					10	31
長野	88	60	5	4			1		12	6	88
岐阜	7	1	1		4		1				7
静岡	434	214	248		104						566
愛知	49	8	10	5			6	6	1	13	49
三重	19		4		1					14	19
滋賀	8	7								1	8
京都	40	18	11	4	2		6			1	42
大阪	1484		592	803	109		6		1	1	1512
兵庫	158		10	97	32					19	158
奈良	40	19	3	4					2	15	43
和歌山	33	1	17	6	3					7	34
鳥取	10	7		3							10
島根	168	9	3	21	68	4	109	8	40	84	346
岡山	37	1	1	8	4		9		3	11	37
広島	61	33	5	7	7	2	10	2	2		61
山口	124	11	14	17	6		37	12	8	30	135
徳島	37	20			1		10	3	1	2	37
香川	208	10	130	7	57		1		10	1	216
愛媛	8	4	3	1							8
高知	28		5	13	2				1	8	29
福岡	215	34	43	32	45	6	32	12	14	47	265
佐賀	218	26	13	32	21		7	2	6	149	256
長崎	10		7						1	2	10
熊本	34	1	4	1			7	5	13	3	34
大分	26	1	2	6	1					16	26
宮崎	26	9	1		1			1		14	26
鹿児島	43	23	6	1	2				11	1	44
沖縄	29	11	5			1	1	1	2	11	32
計	5395	911	1830	1280	661	14	449	81	194	690	6110

出典：『臨時農地価格統制令処理状況及び処理令実施状況』農林省文書。

表 3-3-1 臨時農地等管理令第 3 条・第 5 条 (1942・43 年) 事業別件数

府県名	工場建設	労務者 住 宅	一般住宅	倉庫又ハ 事務所	材料置場	運動場	造植林	採掘場	其ノ他	合 計
北海道	80	47	80	38	6	5	317	3	44	620
青森	5	4	31	16	1				17	74
岩手	25	12	82	22	12	6	2	6	41	208
宮城	24	13	88	12				7	23	167
秋田	23	6	29	21	6	4		3	20	112
山形	34	10	45	28	7	1		2	10	137
福島	70	20	67	46	10	4			32	249
茨城	83	20	601	72	10	15	7	7	29	844
栃木	56	12	122	26	6	1		1	30	254
群馬	66	27	178	58	19	3		11	35	397
埼玉	115	46	865	74	13	9		1	73	1196
千葉	91	21	434	39	8	2			42	637
東京都	71	80	710	31	15	2		3	44	956
神奈川	129	249	696	44	7	1		1	129	1256
新潟	68	19	32	45	4	3	1	24	32	228
富山	64	23	89	42	14	1			53	286
石川	79	11	30	46		3		3	83	255
福井	22	4	14	23	5	1			4	73
山梨	59	3	72	29	10	6	1	9	14	203
長野	84	20	53	85	9	20		3	83	357
岐阜	65	17	41	33	12	25		72	84	349
静岡	140	39	219	75	17	60	1	8	70	629
愛知	266	547	500	78	22	21		1	177	1612
三重	60	35	97	32	20	1	1	3	25	274
滋賀	9	4	5	10	14			1	2	45
京都	32	11	124	25	7	8		1	28	236
大阪	144	78	952	107	50	6	1		146	1484
兵庫	96	189	244	81	49	11	11	13	131	825
奈良	26	7	39	24	14	3	2	14	18	147
和歌山	13	9	97	22	13	6	1	1	21	183
鳥取	48	3	31	17	14	3			17	133
島根	48	9	29	54	12	10		8	81	251
岡山	33	28	47	70	57	9		8	44	296
広島	110	47	375	55	29	21	1		55	693
山口	19	41	251	35	18	7	1	19	63	454
徳島	18		50	20	9	1			22	120
香川	15	1	114	26	8	11		175	39	389
愛媛	42	48	92	44	10	1	2		89	328
高知	32	7	21	13	6	1			21	101
福岡	83	98	345	60	10	24	3	53	203	879
佐賀	30	16	47	39	18	20		117	66	353
長崎	35	13	106	6	1	1			51	213
熊本	48	10	200	62	10	6		3	46	385
大分	37	2	195	37	12	11	10	3	51	358
宮崎	37	6	260	10	11	8			26	358
鹿児島	45	4	276	33	4	3	4	3	6	378
沖縄	7		117	7		6	1		17	155
計	2786	1916	9192	1872	609	371	367	587	2437	20137

出典：『臨時農地価格統制令処理状況及び処理令実施状況』農林省文書。

表3-3-2 臨時農地等管理令第3条・第5条(1942・43年)事業別面積

単位：反

府県名	工場建設	労務者住宅	一般住宅	倉庫又ハ事務所	材料置場	運動場	造植林	採掘場	其ノ他	合計
北海道	624	322	229	167	52	29	4010	18	277	5729
青森	33	21	14	18	2				34	122
岩手	81	56	61	19	19	33	19	88	109	486
宮城	64	25	57	12				18	42	217
秋田	71	25	14	34	10	19		10	64	247
山形	123	9	41	20	10	2		7	12	224
福島	218	84	33	37	12	32			85	501
茨城	335	85	521	85	17	53	73	37	79	1286
栃木	5491	30	69	18	8	14		1	163	5795
群馬	685	156	80	88	19	11		11	208	1257
埼玉	337	118	520	81	16	20		5	146	1243
千葉	314	58	253	27	4	8			111	777
東京都	201	282	433	50	22	6		13	153	1161
神奈川県	889	970	475	70	9	1		6	435	2855
新潟	267	90	18	29	6	5	0	17	76	509
富山	140	123	46	34	38	2			145	528
石川	261	42	20	44	0	6		5	201	577
福井	64	12	5	13	10	1			7	112
山梨	154	22	30	16	24	21	1	21	9	298
長野	260	88	22	82	8	70		17	152	700
岐阜	182	50	17	30	10	60		34	111	496
静岡県	437	147	149	67	15	250	1	6	75	1147
愛知県	1100	484	275	96	40	69		0	330	2395
三重	164	102	57	25	20	2	2	2	75	449
滋賀	41	19	1	8	17			0	2	89
京都	125	31	72	17	11	26		0	50	332
大阪	580	252	649	102	71	40	11		412	2116
兵庫県	196	499	124	94	64	21	65	13	260	1337
奈良	53	14	18	27	25	10	3	15	44	209
和歌山	19	41	70	13	9	22	1	6	30	210
鳥取	168	6	12	9	15	7			39	256
島根	104	45	24	25	17	35		5	126	382
岡山	91	76	31	50	64	24		9	112	458
広島	251	144	206	64	42	43	3		73	828
山口	40	159	133	42	26	19	1	45	126	592
徳島	29		29	12	11	1			31	113
香川	25	1	53	19	6	7		241	36	388
愛媛	77	223	48	52	29	1	2		145	578
高知	59	22	9	13	18	0			53	174
福岡	281	395	169	74	17	66	6	152	522	1683
佐賀	67	77	22	23	49	48		391	156	834
長崎	162	43	64	3	1	12			87	371
熊本	154	38	112	46	10	23		10	108	501
大分	101	7	129	40	8	41	20	2	159	507
宮崎	134	8	118	20	29	36			47	392
鹿児島	142	18	258	29	4	9	22	18	9	509
沖縄	120		46	6		41	3		76	292
計	15522	5527	5843	1952	919	1247	4244	1231	5808	42293

出典：『臨時農地価格統制令処理状況及び処理令実施状況』農林省文書。

都市周辺地域が高くなっている。次に検討する茨城県と滋賀県がそれぞれ対照的な位置にあったことを確認しておきたい。また、造植林はほとんど北海道で申請・許可された事業であった。北海道は、全国の造植林許可件数のうち86%をしめ、造植林許可面積では94%をしめていたのである。北海道における戦時中の深刻な労働力不足による耕作放棄的な事由によるものであった。

ウ) 茨城県・滋賀県における運用状況

ここでは、申請事件処理状況をより具体的に検討するために茨城県と滋賀県の場合を分析しておきたい。この両県の場合には、個別に臨時農地等管理令第3条・第5条申請事件を分析することが出来る<sup>(4)</sup>。

表4-1-1、表4-1-2が茨城・滋賀両県の1941年・42年・43年の申請事件処理状況の総括

表4-1-1 臨時農地等管理令第3条(1)申請事件処理状況

単位：反

府県名	年度	申請件数	処理件数	申請通許可			条件付許可			不許可		未済件数	備考	
				件数	田	畑	計	件数	田	畑	計			件数
茨城	1941年	97	97	91	6.208	80.123	86.401				6	22.902		
	1942年	203	195	174	19.806	214.722	234.528	10		23.103	23.103	11	11.317	8
	1943年	262	278	267	5.320	268.304	273.624	10	3.807	17.504	21.311	1	2.416	前年繰越処理16件
滋賀	1941年	18	18	8	1.904	0.412	2.316	2	4.620		4.620	8	14.128	
	1942年	8	8	1		0.216	0.216	5	3.519	0.403	3.922	2	1.301	
	1943年	10	10	10	20.924	15.310	36.304							
	1944年	3	3	3	6.017		6.017							
	1945年	1	1	1	1.107	0.509	1.107							

表4-1-2 臨時農地等管理令第5条(1)申請事件処理状況

単位：反

府県名	年度	申請件数	処理件数	申請通許可			条件付許可			不許可		未済件数	備考	
				件数	田	畑	計	件数	田	畑	計			件数
茨城	1941年	145	145	139	19.923	197.021	217.014	5	2.003	4.818	6.821	1	0.200	
	1942年	146	142	117	22.110	146.426	168.606	20	2.215	29.822	32.107	5	18.012	4
	1943年	246	254	212	50.028	277.100	327.128	34	25.410	180.803	206.213	8	25.710	前年繰越処理8件
滋賀	1941年	23	23	21	13.220	5.421	18.711					2	1.500	
	1942年	14	14	10	8.704	2.624	11.328	3	1.617	1.207	2.824	1	0.305	
	1943年	17	17	16	9.821	24.803	34.624					1	0.601	
	1944年	43	43	42	94.919	29.404	124.323	1	0.509		0.509			
	1945年	22	22	20	36.703	13.720	50.423	2	13.824	1.926	15.820			

出典：『臨時農地面格統制令処理状況及び処理令実施状況』農林省文書、『臨時農地管理』滋賀県庁文書、『臨時農地等管理令並臨時資金調整法等関係綴』茨城県立歴史館所蔵。

注：ただし、1941年は2月～12月分、滋賀県の1945年は1月～6月である。

表である。まず、件数をみると、茨城県が第3条200件余り、第5条150～250件であるのに対し、滋賀県は、1944年第5条の43件を除けば、第3条・第5条ともに10件～20件程度であった。上述したように、茨城県は件数・面積ともに上位10道府県（1942年第5条を除き）にはいるほど申請件数・面積の多い県であったが、他方滋賀県は申請件数・面積の極めて少ない県の一つであった。この両県は申請件数・面積についてはかなり対照的な県であったことをまず確認しておきたい。

表4-2-1、表4-2-2の条件付許可内容

では、茨城県が作離料支給に特徴があったことが分かる。第3条と第5条を合わせた件数で、1941年の5件中5件、1942年の30件中27件、1943年の44件中40件が作離料支給を条件としており、際立っている。これが全国的にも際立っていたことはイ)でみたとおりである。滋賀県のほうは件数も少なく特徴を見出すことも難しいが、若干の事件に面積縮小を条件としていることがわかる。次に表4-3-1、表4-3-2が事業別件数である。茨城県では、一般住宅が圧倒的に多くなっているのが特徴である。1941年～43年（第3条・第5条）

表4-2-1 臨時農地等管理令第3条(2)条件付許可ノ条件内容

府県名	年度	条 件 内 容 別									
		条件付 許可件数	面積縮小	一時耕作	工事着手 時期ノ指定	被害防除 施設	転業斡旋	作離料 支給	毛上補償	代地提供	其他
茨城	1941年										
	1942年	10	1					9			
	1943年	10				2		7	1		
滋賀	1941年	2									2
	1942年	5	5								
	1943年										
	1944年										
	1945年										

表4-2-2 臨時農地等管理令第5条(2)条件付許可ノ条件内容

府県名	年度	条 件 内 容 別									
		条件付 許可件数	面積縮小	一時耕作	工事着手 時期ノ指定	被害防除 施設	転業斡旋	作離料 支給	毛上補償	代地提供	其ノ他
茨城	1941年	5						5			
	1942年	20			1			18		1	
	1943年	34						33	1		
滋賀	1941年										
	1942年	3	2								1
	1943年										
	1944年	1	1								
	1945年	2			1						1

出典：「臨時農地価格統制令処理状況及び処理令実施状況」農林省文書、「臨時農地管理」滋賀県庁文書、「臨時農地等管理令並臨時資金調整法等関係」茨城県立歴史館所蔵。

注1) ただし、茨城県の1941年は2月～12月分、滋賀県の1945年は1月～6月である。

2) 滋賀県第3条1941年の「其ノ他」は、「期限付ノモノナリ」の注記がある。

3) 滋賀県第5条1945年の「其ノ他」は、「使用期限一ヶ年」の注記がある。

の合計の構成比で見ると、件数で約7割、面積で約4割が一般住宅であった。ついで工場建設（件数約1割、面積約2.5割）、倉庫事務所（件数約1割、面積約1割）、労務者住宅（件数・面積とも数%）と続いていた。茨城県は全国的にも一般住宅の多さに特徴があった。他方滋賀県では、1941年～45年（第3条・第5条）の合計の構成比でみて、一般住宅は件数約1割・面積3%と少なく、工場建設が件数約4割・面積約6割、材料置場が件数約3割・面積約2割、労務者住宅が件数約1割・面積約2割、倉庫事務所が件数約1割・面積約1割と続いていた。したがって、滋賀県では一般住宅建設の許可は極めて少なく、工場建設や労務者住宅などが多かったことがうかがえるのである。この点で、滋賀県と茨城県とは対照的であった。

次に表5-1、表5-2で個別事件ごとの臨時

農地等管理令第3条・第5条の申請事件処理状況を検討してみたい。表5-1が滋賀県（1941年3月～8月）における、表5-2が茨城県（1941年5月～12月）における臨時農地等管理令第3条・第5条の申請事件処理状況一覧表である。全国都道府県の戦時期行政文書を調査したが、今のところ、この両県の、この期間しか個別事件ごとの臨時農地等管理令申請事件処理状況は判明しない。

まず、表5-1で滋賀県を検討しよう。滋賀県の1941年3月から8月の申請（処理）事件は、33件、うち許可事件が23件、不許可事件が10件であった。この間の不許可率は3割と、全国的にはかなり高い。その時期的な特徴は、臨時農地等管理令施行直後の1941年3月から4月に不許可が集中している点であった。この間許可されたのは海軍予備航空団敷地の拡張のみであった。臨時農地等管理令施行直後に不許可が集中したのは、おそら

表4-3-1 臨時農地等管理令第3条(3) 耕作以外二使用センター事業別件数

府県名	年度	許可		工場建設		労務者住宅		一般住宅		倉庫又ハ事務所		材料置場		運動場		造植林		採掘場		其ノ他		
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	
茨城	1941年	91	86.401	5	8.302			74	52.823	2	1.304			1	1.722	1	0.912			8	21.128	
	1942年	184	257.701	7	22.516	6	32.900	154	148.711	12	14.627			1	2.618	3	35.427			1	0.622	
	1943年	277	295.005	13	26.917	3	10.522	249	237.329	3	2.102			2	2.400	2	9.103			5	6.422	
滋賀	1941年	10	7.006	1	0.220			5	1.407	2	0.619									2	4.620	
	1942年	6	4.208	2	2.908	1	0.216	2	0.403			1	0.611									
	1943年	10	36.304	3	31.313	1	1.825	3	1.017	1	0.425	2	1.514									
	1944年	3	6.017	2	5.410					1	0.607											
	1945年	1	1.107	1	1.107																	

単位：反

表4-3-2 臨時農地等管理令第5条(3) 耕作以外二使用センター事業別件数

府県名	年度	許可		工場建設		労務者住宅		一般住宅		倉庫又ハ事務所		材料置場		運動場		造植林		採掘場		其ノ他	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
茨城	1941年	144	223.905	28	56.512	5	18.411	68	63.601	30	26.511			6	33.210					7	25.520
	1942年	137	200.713	18	56.024	9	38.426	73	49.901	27	37.511			4	6.225			2	3.710	4	8.706
	1943年	246	533.411	45	229.523	2	3.229	125	84.701	30	30.605	8	15.004	10	44.210	2	28.620	5	33.704	19	63.605
滋賀	1941年	21	18.711	1	1.718	1	0.515	3	5.721	13	5.427	1	0.215					1	1.600	1	3.305
	1942年	13	14.222	3	3.324					7	6.904	3	3.924								
	1943年	16	34.624	1	3.215	2	17.024			2	0.714	8	11.001					1	0.400	2	2.200
	1944年	43	124.902	28	89.701	2	1.406	1	0.301	2	0.807	3	1.612					2	2.005	5	29.000
	1945年	22	66.313	10	42.001	2	14.921	3	1.202	1	0.925	1	0.229					3	6.210	2	0.625

単位：反

出典：『臨時農地備後統制令処理状況及び処理令実施状況』農林省文書、『臨時農地管理』滋賀県庁文書、『臨時農地等管理令並臨時資金調整法等関係綴』茨城県立歴史館所蔵。

注1) ただし、茨城県の1941年は2月～12月分、滋賀県の1945年は1月～6月である。

2) 滋賀県第5条1945年の「採掘場」には「瓦土二件」、「其ノ他」には、「鉄」の注記がある。

表5-1 臨時農地等管理令第3条第5条（滋賀県、1941年3月～8月）

番号	許可／不許可	許可年月日	農地所在地	面積(反)			概要	備考	適用条文
				田	畑	計			
1号	許可	16.03.10	滋賀郡下坂本村		3.305	3.305	海軍予備航空団敷地の拡張	作付麦、井戸、肥壺に応分の補償	第5条
2号	許可	16.05.09	蒲生郡苗村	0.520	0.006	0.526	苗村産業組合農業倉庫の増設		第5条
3号	許可	16.05.17	蒲生郡朝日野村	0.205		0.205	朝日野産業組合農業倉庫の増設	耕作者に代替地を付与	第5条
4号	許可	16.05.17	蒲生郡老蘇村		0.400	0.400	老蘇村産業組合農業倉庫の増設	当該農地は国民学校の実習地であるため、代替地として山林1.1反を開墾	第5条
5号	許可	16.05.19	蒲生郡平田村	0.305		0.305	平田村産業組合農業倉庫の増設	耕作者に代替地を付与	第5条
6号	許可	16.05.22	東浅井郡大郷村		0.217	0.217	大郷村産業組合農業倉庫の増設	当該農地は桑園であるが、蔭地で収量少なく耕作者には影響なし	第5条
7号	許可	16.06.06	甲賀郡南柚村	1.600		1.600	三池炭業（大阪市）による亜炭採掘	地代の支払と農地復旧費の保証	第5条
8号	許可	16.06.12	彦根市	0.920		0.920	護国神社造営により立退きになった住人の宅地代替地	15.11に小作契約を解除	第5条
9号	許可	16.06.18	彦根市	3.413		3.413	護国神社造営により立退きになった住人の宅地代替地	小作人2人の離作。1人は離農、1人は代替農地付与	第5条
10号	許可	16.07.02	坂田郡柏原村	0.403		0.403	柏原村産業組合農業倉庫の増設	作雑料として金10円支給。小作料を毎年年末に納入	第5条
11号	許可	16.07.18	大津市	1.517	0.201	1.718	藤尾第一陶磁器工業（大津市）の研磨製造工場敷地	作雑料として1年分の小作料免除	第5条
12号	許可	16.07.18	甲賀郡鮎河村	0.306		0.306	鮎河産業組合農業倉庫の増設	耕作者（自作農）に代替地として農事実行組合の共同開墾地を畑1反を貸与	第5条
13号	許可	16.07.18	坂田郡醒ヶ井村	0.610		0.610	醒ヶ井村産業組合農業倉庫の新設		第5条
14号	許可	16.07.18	蒲生郡鏡山村	0.613		0.613	鏡山村産業組合農業倉庫の増設		第5条
15号	許可	16.07.18	坂田郡東黒田村	0.103	0.412	0.515	石灰製造工場の石灰貯蔵倉庫・労働者住宅敷地		第5条
16号	許可	16.07.24	滋賀郡伊香立村	0.200		0.200	個人の住宅建設敷地		第3条
17号	許可	16.08.05	東浅井郡朝日村		0.207	0.207	個人の住宅建設敷地	当該農地のうち、1畝は地味悪い桑園地、残りは竹藪。離作するも影響なし	第3条
18号	許可	16.08.05	蒲生郡八幡町	2.420		2.420	16年表作のみ中止して当該農地から土砂を採取	昭和17年度以降の収量は増加の見込み	第3条
19号	許可	16.08.05	東浅井郡朝日村		0.315	0.315	朝日村海老江農事実行組合の倉庫及共同作業場の建設敷地	当該農地は収益少なく離作するも影響なし	第5条
20号	許可	16.08.05	蒲生郡八幡町	2.200		2.200	16年表作のみ中止して当該農地から瓦製造原料土を採取	昭和17年度以降の収量は増加の見込み	第5条
21号	許可	16.08.06	東浅井郡朝日村		0.210	0.210	朝日村田中農事実行組合の倉庫建設敷地		第5条

番号	許可／不許可	許可年月日	農地所在地	面積(反)			概要	備考	適用条文
				田	畑	計			
22号	許可	16.08.13	野洲郡速野村	0.822		0.822	速野村産業組合事務所及購買品保管場所建設敷地	耕作者には2.7反の代替地付与	第5条
23号	許可	16.08.27	彦根市	0.220		0.220	軍需大型フェルト製造工場の建設敷地		第3条
合計				16.727	5.413	22.210			
1号	不許可	16.03.11	神崎郡八日市町	4.500	2.524	7.024	「農地ヲ住宅地トスルモノ」	宅地0.708	第3条
2号	不許可	16.03.11	大津市		0.803	0.803	「農地ヲ住宅地トスルモノ」		第3条
3号	不許可	16.03.22	蒲生郡中野村		0.704	0.704	「防火用水池ヲ設置スルモノ 田以外ノ場所ニ設置勸奨」		第3条
4号	不許可	16.03.31	甲賀郡信楽町			0.708	「陶器ノ窯炉ヲ設置スルモノ」		第3条
5号	不許可	16.04.12	東浅井郡東草野村	0.319		0.319	「制炭窯及小舎ヲ作ルモノ、田以外ノ土地ヲ利用スルコト」		第3条
6号	不許可	16.04.12	愛知郡東小椋村		1.110	1.110	「小規模ノ製材所設置」		第5条
7号	不許可	16.04.18	坂田郡六荘村	2.022	0.015	2.107	「国民学校運動場拡張特ニ農村ニ於テハ其ノ要ナシ」		第3条
8号	不許可	16.04.24	坂田郡神照村	0.320		0.320	「製材工場ノ増設、本件ハ注意ヲ与クルニ不拘本令違反容疑トシテ長浜署ニ告発セラレタルモノナリ、悪性ナルヲ以テ不許可トセリ」		第5条
9号	不許可	16.05.17	栗太郡山田村	0.620		0.620	「農地ヲ住宅地トナスモノ」		第3条
10号	不許可	16.05.19	甲賀郡石部町	0.607		0.607	「変芽製造ノ為農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供セントスルモノ」		第3条
合計				8.528	5.226	13.824			
総計				25.325	10.709	36.104			

出典：「臨時農地管理」滋賀県庁文書。

注：許可年月日は昭和である。

く臨時農地等管理令施行直後で、どのような事件が許可・不許可になるかどうかの感触が申請者にも村役場にも十分持てていなかったことによると思われる。6月以降には不許可がまったくないのでそのことを雄弁に物語っているといえよう。なお、関係面積はいずれの事件も、そう大きな面積の許可を求めているわけではなかった。

さて、問題は許可・不許可の判断基準である。事業別のうち、工場建設、労務者住宅、倉庫事務所、材料置場、採掘場については、前述したように、時局に緊要なる事業であれば許可されたものであったが、一般住宅、造植林、運動場について

は時局に緊要なる事業の視点からは判断が難しい事業であった。運動場については「体位向上等のものは別格、単なる競技用のもの、如きは許可せざる方針」<sup>(4)</sup>を公表していたが、一般住宅、造植林については、許可方針は明確ではなかった。特に、申請件数の多い一般住宅については道府県により判断が分かれた事業であった。滋賀県は、一般住宅についてかなり厳しい判断をしていた。不許可の1号、2号、9号はいずれも自己転用の第3条事件であったが、面積も大きく、農地潰廃につながるとして不許可とした。許可の16号、17号も自宅建設目的の自己転用事件であったが、こち

らは面積も小さく且つ低生産地ということで許可されている。その他、この時期の不許可事件をみると、防火用水池設置（3号）、陶器窯炉設置（4号）、製炭窯・小舎設置（5号）、製材所敷地（6号、8号）、麦芽製造敷地（10号）などである。いずれも農地の潰廃防止を理由に時局に緊要なる事業と認められなかったものである。のちの茨城県の場合と比べると、やや厳しい判断のように思われる。特に、7号の国民学校運動場敷地について「農村ニ於テハ其ノ要ナシ」というのは、他の類似の事例からみて厳しい判断であった。他方、許可された事件をグループ分けすると、その第1は、軍並びに軍需関連事業であった。海軍予備航空団敷地拡張（1号）、亜炭採掘（7号）、研磨製造工場敷地（11号）、石灰貯蔵倉庫・労務者住宅敷地（15号）、軍需大型フェルト製造工場敷地（23号）などである。第2は、産業組合や農家小組合の農業倉庫設置・増設である。これは米穀国家管理に伴うもので、問題なく許可となった。1941年5月～8月の間に、11組合の農業倉庫敷地が許可となっている。組合に関しては、事務所や共同作業場も許可されている。第3に、前述した若干の一般住宅敷地がある（16号、17号）。その他、護国神社造営により立退きになった住人の宅地代替地の許可が特別な事件であろうか（8号、9号）。要するに、滋賀県の場合には、第1の軍並びに軍需関連事業と第2の農業倉庫設置・増設が中心であり、それに若干の一般住宅建設が付加される形となっていたといえよう。

次に茨城県の場合である。表5-2は、茨城県の1941年5月～12月における臨時農地等管理令第3条・第5条の申請事件処理状況を示している。上述したように茨城県は申請件数が多く、この8ヶ月間で241件に達している。この241件のうち、不許可は7件のみであった。不許可率は3%であり、全国平均（10%）よりもかなり低い。

さて、事業別件数であるが、表4-3-1、表4-3-2でもみたように、一般住宅が圧倒的に多くなっている。234件の許可件数のうち142件（61%）を占めている。そのうち、76件が第3条の自己転用による住宅建設用地への転用であった。第3条事件（95件）は80%がこの一般住宅建設用地への転用であった。農地の所有権を取得して宅地転用をはかったもの（第5条）は66件で、

第5条事件（142件）の46%であった。一般住宅許可件数142件のうち、自宅建設用地への転用が69件、貸住宅建設用地への転用が63件、分家のための住宅建設用地への転用が10件であった。一般住宅といっても、貸住宅建設が多くを占めていることが確認できる。自宅建設用地への転用のうちその理由が判明するのは、飛行場建設敷地として買収されたため（5件）、逓信省用地として買収されたため（6件）県営土木事業敷地として買収されたため（1件）、道路拡張による自宅移転（5件）、水害による家屋移転（11件）、都市よりの帰農者の住宅建設（3件）であった。その他の事件は理由が不明であるが、多くの場合、転用予定地が荒廃地であること、桐畑であること、耕地として不適であること、低生産地であることなどが記されていた。滋賀県と比べると許可基準が緩やかであることは言えそうである。この自宅転用申請を市町村別にみると、日立市14件、猿島郡岡郷村11件、多賀郡多賀町9件、猿島郡古河町6件、東茨城郡上大野村5件などと、地域的な偏りを見せている。特に、日立市とその近辺が多くなっている。次に、貸住宅建設用地への転用であるが、こちらは理由としては「住宅難緩和ノ為必要ナリ」「時局ニ緊要ナリ」等としている。貸住宅建設の場合も転用予定地が荒廃地であること、桐畑であること、耕地として不適であることなどが記されている。ただ、滋賀県と比べて許可基準が緩やかであることは貸住宅建設の場合も言えそうである。市町村別には、日立市23件、多賀郡多賀町12件、猿島郡古河町7件、土浦市5件、那珂郡勝田村5件などとなり、自宅転用と同様に地域的に偏っている。ちなみに、分家の為の住宅建設（10件）は、地域的には猿島郡岡郷村が2件あるほかは散らばっている。

一般住宅以外で比較的多いのは、工場建設である。第3条4件、第5条24件、合計28件である。軍需品製作所建設、軍需工場建設、軍部供出瓦製造工場建設、グライダー製作工場建設、滑空機材製作工場、鉄工場建設など軍需関係・重工業関係が目立つが、桐材下駄製造所建設、花鯉節製造工場乾燥場敷地、製粉工場建設、唐辛子粉末工場建設、佃煮加工工場建設など民需用工場建設も多かった。市町村別には、水戸市5件、稲敷郡龍ヶ崎町5件、猿島郡古河町3件、日立市2件などとなる

表5-2 臨時農地等管理令第3条第5条（茨城県、1941年5月～12月）

番号	許可／不許可	年月日	農地ノ所在地	面積(反)			概要	備考	適用条文
				田	畑	計			
1号	許可	16.05.01	行方郡津和村		1.521	1.521	変電所建設	坪当50銭の離作料・大部分区桑畑	第5条
2号	許可	16.05.06	筑波郡小野川村		0.900	0.900	家屋移転	桐畑・三方面は宅地	第3条
3号	許可	16.05.07	東茨城郡下大野村		3.504	3.504	花籃節製造工場の乾燥場	一筆は耕作者の生活を害する為不許可	第3条
4号	許可	16.05.07	東茨城郡上大野村		0.210	0.210	家屋移転	従来宅地が農業経営上不便、水害の虞ある為・蔬菜畑	第3条
5号	許可	16.05.06	猿島郡八俣村	1.405		1.405	農業倉庫建設	離作料50円・大部分茶園	第5条
6号	許可	16.05.13	東茨城郡長岡村	0.528		0.528	軍部供出用材置場使用の為農地埋立	離作料30円・杭打で完全な防除施設	第5条
7号	許可	16.05.13	那珂郡勝田町		4.009	4.009	日立製作所工具合宿所建設	離作料反当60円	第5条
8号	許可	16.05.28	真壁郡下館町		0.924	0.924	洋服地ノ織物工場建設		第5条
9号	許可	16.06.13	日立市		1.222	1.222	日立製作所社宅通路敷地	離作料反当40円	第5条
10号	許可	16.06.21	東茨城郡上中妻村		1.203	1.203	農業倉庫建設	宅地近接の桑畑	第5条
11号	許可	16.06.21	西茨城郡大原村		0.719	0.719	農業倉庫建設	桑畑	第5条
12号	許可	16.06.21	東茨城郡竹原村		1.320	1.320	農業倉庫建設	離作料50円・宅地に囲まれた畑	第5条
13号	許可	16.06.21	稲敷郡伊崎村	0.215		0.215	農業倉庫建設	離作料10円	第5条
14号	許可	16.06.21	鹿島郡上島村		0.423	0.423	農業倉庫建設	離作料7円・代地5畝7歩	第5条
15号	許可	16.06.21	新治郡石岡町		1.402	1.402	貸住宅建設		第3条
16号	許可	16.06.30	日立市		0.802	0.802	貸家建設		第3条
17号	許可	16.06.28	久慈郡太田町	0.313		0.313	県営河川工事ノ為住宅移転		第3条
18号	許可	16.06.28	多賀郡多賀町	1.722		1.722	国民学校分教場校舎建設		第3条
19号	許可	16.06.28	那珂郡前渡村		0.912	0.912	桐苗植付	周囲山林、耕地として不適	第3条
20号	許可	16.06.30	土浦市		8.829	8.829	土浦中学校運動場拡張	離作料反当135円	第5条
21号	許可	16.07.05	日立市		0.310	0.310	貸家建設		第5条
22号	許可	16.07.17	那珂郡菅谷村		11.401	11.401	製粉工場建設	貸借権者に1390円支払	第5条
23号	許可	16.07.23	久慈郡太田町	0.326	1.218	1.614	農工銀行社宅建設	離作料買取代金の1割(221円)支払	第5条
24号	許可	16.07.21	土浦市		1.018	1.018	貸住宅棟建設		第3条
25号	許可	16.07.21	猿島郡古河町		0.515	0.515	常会場建設		第3条
26号	許可	16.07.21	猿島郡古河町		0.910	0.910	内務省の河川築堤工事の為家屋移転		第3条
27号	許可	16.07.21	猿島郡鉢田町	2.603		2.603	周囲は住宅の為耕地として使用不可能、埋立宅地		第3条
28号	許可	16.07.21	新治郡石岡町		2.418	2.418	唐辛子粉末工場建設		第5条
29号	許可	16.07.24	真壁郡下妻町	0.910		0.910	肥料共同荷受所建設	離作料85円	第5条
30号	許可	16.07.24	猿島郡猿島村		0.500	0.500	農業転業者ノ平屋建設	離作料30円・企業合同の為東京より帰郷	第5条
31号	許可	16.07.21	猿島郡古河町	1.214	3.218	4.502	国民学校運動場拡張		第5条
32号	許可	16.07.28	日立市		0.122	0.122	貸家建設		第5条
33号	許可	16.07.28	日立市		0.200	0.200	貸家建設		第5条

番号	許可／不許可	年月日	農地ノ所在地	面積(反)			概要	備考	適用条文
				田	畑	計			
34号	許可	16.07.28	日立市		0.324	0.324	貸家建設		第5条
35号	許可	16.07.29	日立市		1.901	1.901	貸家建設		第3条
36号	許可	16.07.29	日立市		0.519	0.519	貸家建設		第3条
37号	許可	16.07.29	日立市		0.501	0.501	貸家建設		第3条
38号	許可	16.08.06	真壁郡下妻町		4.120	4.120	女学校講堂建設	中学校試作地	第5条
39号	許可	16.08.06	真壁郡大村		0.622	0.622	分家の住宅建設	農業経営の継続の為	第3条
40号	許可	16.08.12	日立市		1.825	1.825	練炭工場建設		第5条
41号	許可	16.08.12	多賀郡多賀町		1.122	1.122	貸家建設		第5条
42号	許可	16.08.12	多賀郡多賀町		1.204	1.204	貸家建設		第3条
43号	許可	16.08.12	多賀郡多賀町		0.200	0.200	家屋移転	従来の宅地が農業経営上不便の為	第3条
44号	許可	16.08.12	多賀郡多賀町		0.620	0.620	貸家建設		第3条
45号	許可	16.08.13	日立市		0.310	0.310	貸家建設		第3条
46号	許可	16.08.13	日立市		0.405	0.405	鉄工場建設	離作料25円	第5条
47号	許可	16.08.20	筑波郡福岡村		3.000	3.000	巡査駐在所建設	立毛補償金15円、代地提供	第5条
48号	許可	16.08.20	水戸市		0.404	0.404	米穀配給組合建設	離作料26円80銭	第5条
49号	許可	16.08.20	水戸市		2.605	2.605	鉄工場ニテ使用シタ油艦脂ヲ絞油ニ再生スル工場建設	離作料389円・隣地より相当の距離を置く	第5条
50号	許可	16.08.27	日立市		0.715	0.715	貸家建設		第3条
51号	許可	16.08.23	東茨城郡中妻村		0.528	0.528	農業倉庫建設	離作料30円・桑畑	第5条
52号	許可	16.08.28	鹿島郡息栖村		1.601	1.601	農林工業共同施設工場建設	国庫及県補助による事業	第5条
53号	許可	16.08.30	水戸市		0.217	0.217	家屋移転	再三の水害被害、離作料15円	第5条
54号	許可	16.09.01	久慈郡黒澤村		6.423	6.423	国民学校増築運動場拡張		第5条
55号	許可	16.09.01	久慈郡中里村		0.408	0.408	自宅建設	水害による家屋移転	第5条
56号	許可	16.09.01	久慈郡金郷村		0.300	0.300	住宅建設	分家創設の為	第3条
57号	許可	16.09.03	東茨城郡上大野村		0.310	0.310	自宅建設	水害による家屋移転	第3条
58号	許可	16.09.03	東茨城郡上大野村		0.218	0.218	自宅建設	水害による家屋移転	第3条
59号	許可	16.09.03	東茨城郡上大野村		0.300	0.300	自宅建設	水害による家屋移転	第3条
60号	許可	16.09.03	多賀郡多賀町		2.704	2.704	貸住宅建設	住宅難緩和の為必要	第3条
61号	許可	16.09.03	日立市		0.929	0.929	貸住宅建設	住宅難緩和の為必要、離作料反当60円	第5条
62号	許可	16.09.03	水戸市		0.501	0.501	貸住宅建設	住宅難緩和の為必要	第3条
63号	許可	16.09.03	新治郡小幡村		1.619	1.619	農業倉庫建設	離作料反当60円	第5条
64号	許可	16.09.03	東茨城郡小川町		0.500	0.500	桐材工場(下駄製造)建設	米穀商から下駄職に転職、耕地として不適	第5条
65号	許可	16.09.03	日立市		0.310	0.310	自宅建設		第5条
66号	許可	16.09.03	日立市		0.203	0.203	貸住宅建設	住宅難緩和の為必要、周囲は住家	第5条
67号	許可	16.09.03	日立市		0.305	0.305	自宅建設	周囲は住家	第5条
68号	許可	16.09.03	東茨城郡上大野村		0.210	0.210	自宅建設	水害による家屋移転、離作料反当60円	第5条
69号	許可	16.09.04	猿島郡古河町		0.720	0.720	貸住宅建設	住宅難緩和の為必要	第3条
70号	許可	16.09.04	猿島郡古河町		0.500	0.500	貸住宅建設	住宅難緩和の為必要、離作料反当100円、桐畑	第5条
71号	許可	16.09.04	猿島郡古河町		0.415	0.415	貸住宅建設	住宅難緩和の為必要、桐畑	第5条

番号	許可／不許可	年月日	農地ノ所在地	面積(反)			概要	備考	適用条文
				田	畑	計			
72号	許可	16.09.04	猿島郡古河町	0.600	0.200	0.200	自宅建設	桐畑	第5条
73号	許可	16.09.04	筑波郡板橋村		1.319	1.319	農業倉庫建設		第5条
74号	許可	16.09.04	筑波郡十和村		1.100	1.100	農業倉庫建設	桑株代反当100円、 離作料反当50円、桑畑	第5条
75号	許可	16.09.04	猿島郡神大実村		1.328	1.328	専売局煙草収納所建設	離作料反当60円	第5条
76号	許可	16.09.15	多賀郡多賀町		0.220	0.220	自宅建設		第5条
77号	許可	16.09.15	水戸市		0.507	0.507	セメント瓦製造工場・自宅建設	水害による工場家屋移転	第5条
78号	許可	16.09.15	日立市		4.018	4.018	電力会社社宅建設	離作料60円	第5条
79号	許可	16.09.17	土浦市		0.600	0.600	採取した砂利を耕作道に散敷	実情荒廢地	第3条
80号	許可	16.09.17	東茨城郡緑岡村		2.000	2.000	病院の移転	離作料50円・代地提供	第5条
81号	許可	16.09.17	東茨城郡緑岡村		0.500	0.500	農業倉庫建設	離作料50円	第5条
82号	許可	16.09.18	那珂郡勝田町		0.502	0.502	貸住宅建設	住宅難緩和の為必要、 離作料50円、耕地として不適	第3条
83号	許可	16.09.18	那珂郡額田町		0.220	0.220	自宅移転建設	自分ノ小作地	第3条
84号	許可	16.09.18	東茨城郡緑岡村		0.310	0.310	自宅建設	離作料50円	第5条
85号	許可	16.09.18	東茨城郡竹原村		5.619	5.619	滑空機材製作工場	離作料70円	第5条
86号	許可	16.09.24	東茨城郡上中妻村		5.005	5.005	日本電力配電所建設		第5条
87号	許可	16.09.24	新治郡石岡町		0.500	0.500	貸住宅建設	住宅難緩和の為必要	第3条
88号	許可	16.09.24	水戸市		0.617	0.617	水害の為セメント瓦工場の移転		第5条
89号	許可	16.09.24	鹿島郡沼前村		0.500	0.500	農業倉庫建設	離作料30円	第5条
90号	許可	16.09.29	結城郡飯沼村	0.810	0.810	自宅建設	水害による家屋移転	第3条	
91号	許可	16.09.29	結城郡安静村	0.600	0.600	農業倉庫建設	離作料50円	第5条	
92号	許可	16.09.29	多賀郡高萩町	0.406	0.406	農業倉庫建設	離作料(梨株代含む)・反当100円	第5条	
93号	許可	16.09.24	猿島郡古河町	0.912	0.912	貸住宅建設	住宅難緩和の為必要	第3条	
94号	許可	16.09.24	猿島郡古河町	0.302	0.302	葎加工組合集荷所建設	桐畑	第5条	
95号	許可	16.09.24	猿島郡古河町	3.211	3.211	豚肉加工場建設	企業合同により処理場建設	第5条	
96号	許可	16.09.24	猿島郡古河町	0.620	0.620	自宅建設	離作料反当60円	第5条	
97号	許可	16.09.24	猿島郡古河町	2.123	2.123	佃煮加工場建設	桐畑	第5条	
98号	許可	16.10.02	那珂郡勝田町	2.707	2.707	貸住宅建設	住宅難緩和の為必要	第3条	
99号	許可	16.10.07	東茨城郡河和田村	1.125	1.125	鶏舎建設	耕地として不適	第3条	
100号	許可	16.10.07	水戸市	0.200	0.200	自宅建設		第5条	
101号	許可	16.10.07	水戸市	0.610	0.610	米穀配給組合共同精米所	離作料反当60円	第5条	
102号	許可	16.10.07	土浦市	6.225	6.225	砂利採取軍部に供出		第5条	
103号	許可	16.10.07	北相馬郡井野村	0.722	0.722	農業倉庫建設		第5条	
104号	許可	16.10.07	日立市	5.206	5.206	日立製作所労働者住宅建設	住宅難緩和の為必要	第5条	
105号	許可	16.10.07	多賀郡多賀町	11.804	11.804	日立製作所労働者住宅建設	住宅難緩和の為必要	第5条	
106号	許可	16.10.07	多賀郡多賀町	6.107	6.107	日立製作所労働者住宅建設	住宅難緩和の為必要	第5条	
107号	許可	16.10.20	日立市	0.328	0.328	貸住宅建設	住宅難緩和の為必要	第3条	
108号	許可	16.10.20	日立市	0.210	0.210	自宅建設		第3条	

番号	許可／不許可	年月日	農地ノ所在地	面積(反)			概要	備考	適用条文
				田	畑	計			
109号	許可	16.10.20	日立市		0.317	0.317	自宅建設		第3条
110号	許可	16.10.20	多賀郡多賀町		0.620	0.620	貸住宅建設	住宅難緩和の為必要	第3条
111号	許可	16.10.20	久慈郡中里村	0.310		0.310	自宅建設		第3条
112号	許可	16.10.20	日立市		0.819	0.819	貸住宅建設	住宅難緩和の為必要、離作料反当50円	第5条
113号	許可	16.10.20	日立市		0.315	0.315	自宅建設		第5条
114号	許可	16.10.20	多賀郡多賀町		0.307	0.307	自宅建設		第5条
115号	許可	16.10.20	多賀郡多賀町		0.323	0.323	貸住宅建設	住宅難緩和の為必要	第5条
116号	許可	16.10.20	多賀郡多賀町		0.502	0.502	日立製作所労務者住宅建設		第5条
117号	許可	16.10.20	多賀郡多賀町		0.405	0.405	貸住宅建設	住宅難緩和の為必要	第5条
118号	許可	16.10.20	多賀郡多賀町		1.000	1.000	貸住宅建設	住宅難緩和の為必要	第5条
119号	許可	16.10.20	多賀郡多賀町		0.324	0.324	自宅建設	離作料反当50円	第5条
120号	許可	16.10.30	北相馬郡六郷村	0.321		0.321	信用組合事務所建設		第5条
121号	許可	16.10.30	真壁郡川西村		0.300	0.300	自宅移転建設		第3条
122号	許可	16.10.30	真壁郡川西村		0.220	0.220	郵便局舎建設		第3条
123号	許可	16.10.30	結城郡西豊田村		0.503	0.503	自宅建設	耕地として不適	第3条
124号	許可	16.10.30	結城郡玉村		0.709	0.709	農薬倉庫建設		第3条
125号	許可	16.10.30	水戸市		0.608	0.608	貸住宅建設	住宅難緩和の為必要、荒廃地	第3条
126号	許可	16.10.30	水戸市		0.610	0.610	貸住宅建設	住宅難緩和の為必要	第5条
127号	許可	16.10.30	水戸市		0.400	0.400	自宅建設	荒廃地	第5条
128号	許可	16.11.05	多賀郡多賀町		1.220	1.220	貸住宅建設	住宅難緩和の為必要	第3条
129号	許可	16.11.05	那珂郡額田町		0.500	0.500	移転家屋建設	水害による家屋移転、離作料反当60円	第5条
130号	許可	16.11.05	那珂郡額田町		0.415	0.415	移転家屋建設	水害による家屋移転、離作料反当60円	第5条
131号	許可	16.11.11	久慈郡宮川村		1.000	1.000	自宅建設		第5条
132号	許可	16.11.11	久慈郡太子町		9.900	9.900	太子女子技芸学校校舎増築	離作料反当60円	第5条
133号	許可	16.11.11	那珂郡静村		0.802	0.802	畳床製造・軍部供出	転業移転	第5条
134号	許可	16.11.11	稲敷郡龍ヶ崎町		4.113	4.113	軍需工場労務者住宅	住宅難緩和の為必要、離作料反当60円	第5条
135号	許可	16.11.11	稲敷郡龍ヶ崎町		2.624	2.624	学級増加に伴う運動場拡張	離作料トシテ買取価格ノ1割7分(反当170円)	第5条
136号	許可	16.11.11	稲敷郡龍ヶ崎町		0.714	0.714	軍需工場技能者養成所建設		第5条
137号	許可	16.11.18	東茨城郡石崎村		0.224	0.224	農家組合作業場建設		第5条
138号	許可	16.11.14	結城郡蛭飼村		1.412	1.412	軍部供出の屋根瓦製造工場建設		第3条
139号	許可	16.11.14	結城郡石下町		1.400	1.400	軍需工場建設	代地畑1.3反提供	第5条
140号	許可	16.11.21	猿島郡古河町		0.809	0.809	貸住宅建設	住宅難緩和の為必要	第3条
141号	許可	16.11.21	東茨城郡中妻村		0.203	0.203	自宅建設	婦農者	第3条
142号	許可	16.11.21	東茨城郡中妻村		0.310	0.310	自宅建設	婦農者	第3条
143号	許可	16.11.21	東茨城郡中妻村		0.500	0.500	軍部供出の瓦製造工場建設		第3条
144号	許可	16.11.21	猿島郡古河町	2.707		2.707	国民学校体操場拡張		第5条
145号	許可	16.11.21	猿島郡古河町		0.427	0.427	自宅建設		第5条
146号	許可	16.11.21	猿島郡古河町		0.620	0.620	自宅・貸住宅建設	住宅難緩和の為必要	第5条
147号	許可	16.11.27	那珂郡那珂湊町		0.722	0.722	町営診療所建設	町有地	第3条

番号	許可／不許可	年月日	農地ノ所在地	面積(反)			概要	備考	適用条文
				田	畑	計			
148号	許可	16.11.27	日立市		0.122	0.122	自宅建設	道路拡張による自宅移転	第3条
149号	許可	16.11.27	日立市		0.400	0.400	自宅建設	道路拡張による自宅移転	第3条
150号	許可	16.11.27	日立市		1.317	1.317	貸住宅建設	住宅難緩和の為必要、耕地として不適	第3条
151号	許可	16.11.27	日立市		0.206	0.206	貸住宅建設	住宅難緩和の為必要	第3条
152号	許可	16.11.27	日立市		0.310	0.310	自宅建設	道路拡張による自宅移転	第5条
153号	許可	16.11.27	日立市		0.128	0.128	自宅建設		第5条
154号	許可	16.11.27	日立市		0.208	0.208	自宅建設	道路拡張による自宅移転	第5条
155号	許可	16.11.27	日立市		0.328	0.328	貸住宅建設	住宅難緩和の為必要	第5条
156号	許可	16.11.27	日立市		1.309	1.309	居宅・診療所建設		第5条
157号	許可	16.11.27	多賀郡多賀町		0.416	0.416	自宅建設	道路拡張による自宅移転	第5条
158号	許可	16.11.27	多賀郡多賀町		0.125	0.125	自宅建設		第5条
159号	許可	16.11.27	多賀郡多賀町		0.207	0.207	貸住宅建設	住宅難緩和の為必要	第5条
160号	許可	16.12.02	新治郡斗利出村	0.511	0.419	1.000	農業倉庫建設	雑作料反当60円	第5条
161号	許可	16.12.02	新治郡斗利出村		0.500	0.500	分家の住宅建設		第3条
162号	許可	16.12.28	猿島郡古河町		1.219	1.219	貸住宅建設	住宅難緩和の為必要、雑作料反当70円	第3条
163号	許可	16.12.28	猿島郡勝鹿村		0.521	0.521	分家の住宅建設	雑作料トシテ1年間ノ小作料免除	第3条
164号	許可	16.12.28	猿島郡七郷村		1.112	1.112	分家の住宅建設		第3条
165号	許可	16.12.28	猿島郡岡郷村		1.000	1.000	分家の住宅建設		第3条
166号	許可	16.12.28	稲敷郡龍ヶ崎町		1.727	1.727	軍需工場共同宿舍建設	立毛補償料40円	第3条
167号	許可	16.12.28	猿島郡古河町		0.210	0.210	貸住宅建設	住宅難緩和の為必要	第3条
168号	許可	16.12.28	真壁郡黒子村		0.600	0.600	貸住宅建設	住宅難緩和の為必要	第5条
169号	許可	16.12.28	真壁郡伊讃村		7.915	7.915	下館高等女学校運動場として使用	雑作料土地買取価格の1割(反当60円)	第5条
170号	許可	16.12.28	猿島郡幸島村		0.400	0.400	移転自宅建設	作雑料反当50円	第5条
171号	許可	16.12.04	水戸市		0.804	0.804	佃煮加工場建設		第5条
172号	許可	16.12.04	水戸市		0.310	0.310	貸住宅建設	作雑料反当100円	第5条
173号	許可	16.12.05	猿島郡岡郷村		1.000	1.000	自宅建設	飛行場建設のため買取され移転	第3条
174号	許可	16.12.05	猿島郡岡郷村		1.000	1.000	自宅建設	飛行場建設のため買取され移転	第3条
175号	許可	16.12.05	猿島郡岡郷村		1.715	1.715	自宅建設	飛行場建設のため買取され移転	第3条
176号	許可	16.12.05	猿島郡岡郷村		0.900	0.900	自宅建設	飛行場建設のため買取され移転	第3・5条
177号	許可	16.12.13	新治郡佐賀村		1.508	1.508	養豚場建設	自給肥料確保、桑園整理地	第5条
178号	許可	16.12.15	土浦市		0.410	0.410	貸住宅建設	住宅難緩和の為必要、桑園	第3条
179号	許可	16.12.15	土浦市		0.310	0.310	貸住宅建設	住宅難緩和の為必要	第3条
180号	許可	16.12.15	真壁郡下館町		0.417	0.417	貸住宅建設	住宅難緩和の為必要	第3条
181号	許可	16.12.15	真壁郡谷貝村		0.121	0.121	自宅建設		第3条
182号	許可	16.12.15	猿島郡岡郷村		1.300	1.300	移転自宅建設	飛行場建設のため買取され移転	第3条
183号	許可	16.12.15	筑波郡小野川村		0.500	0.500	分家の住宅建設		第3条

番号	許可／不許可	年月日	農地ノ所在地	面積(反)			概要	備考	適用条文
				田	畑	計			
184号	許可	16.12.15	土浦市		0.220	0.220	自宅建設		第3条
185号	許可	16.12.15	土浦市		0.329	0.329	貸住宅建設	住宅難緩和の為必要	第3条
186号	許可	16.12.15	土浦市		0.520	0.520	貸住宅建設	住宅難緩和の為必要	第5条
187号	許可	16.12.15	新治郡志筑村		0.726	0.726	農業倉庫建設	桑株補償とあわせ作 雑料200円	第5条
188号	許可	16.12.15	新治郡七会村		0.313	0.313	農業倉庫建設		第5条
189号	許可	16.12.15	西茨城郡笠間町		0.402	0.402	煉瓦原料工場建設		第5条
190号	許可	16.12.15	結城郡岡田村		0.900	0.900	自宅建設	水害による、農地と して不適	第3条
191号	許可	16.12.15	猿島郡幸島村		0.401	0.401	分家の住宅建設		第3条
192号	許可	16.12.15	猿島郡飯島村		0.700	0.700	自宅建設	県営土木事業敷地と して買取移転、作雑 料反当60円	第3条
193号	許可	16.12.15	稲敷郡龍ヶ崎町		0.315	0.315	貸住宅建設	住宅難緩和の為必要	第3条
194号	許可	16.12.15	日立市		0.124	0.124	貸住宅建設	住宅難緩和の為必 要、作雑料反当60円	第5条
195号	許可	16.12.15	猿島郡幸島村		0.527	0.527	信用組合事務所建設		第5条
196号	許可	16.12.15	猿島郡桜井村		0.912	0.912	信用組合事務所建設		第5条
197号	許可	16.12.15	猿島郡森戸村		0.806	0.806	信用組合事務所建設	耕地として不適	第5条
198号	許可	16.12.15	猿島郡長須村		0.319	0.319	農業倉庫建設		第5条
199号	許可	16.12.15	猿島郡古河町		0.400	0.400	自宅建設		第5条
200号	許可	16.12.15	多賀郡高萩町		4.303	4.303	貸住宅建設	住宅難緩和の為必 要、耕地として不適	第5条
201号	許可	16.12.15	稲敷郡龍ヶ崎町		1.103	1.103	軍需品製作所建設		第5条
202号	許可	16.12.15	稲敷郡龍ヶ崎町		0.710	0.710	軍需品製作所建設		第5条
203号	許可	16.12.19	東茨城郡下大野村	6.710	5.809	12.519	船揚場として使用	漁業施設として、水 害地で耕地として不 適	第5条
204号	許可	16.12.19	那珂郡勝田町		0.822	0.822	貸住宅建設	住宅難緩和の為必要	第3条
205号	許可	16.12.19	那珂郡勝田町		0.220	0.220	貸住宅建設	住宅難緩和の為必要	第3条
206号	許可	16.12.19	日立市		0.211	0.211	貸住宅建設	住宅難緩和の為必要	第3条
207号	許可	16.12.19	日立市		0.200	0.200	貸住宅建設	住宅難緩和の為必 要、耕地として不適	第3条
208号	許可	16.12.19	多賀郡櫛形村	0.523		0.523	貸住宅建設	住宅難緩和の為必要	第3条
209号	許可	16.12.19	那珂郡勝田町		3.610	3.610	貸住宅建設	住宅難緩和の為必要	第5条
210号	許可	16.12.19	日立市		0.604	0.604	病院建設		第5条
211号	許可	16.12.19	日立市		0.303	0.303	自宅建設		第5条
212号	許可	16.12.19	日立市		0.211	0.211	自宅建設		第5条
213号	許可	16.12.19	日立市		0.409	0.409	自宅建設		第5条
214号	許可	16.12.19	日立市		0.311	0.311	貸住宅建設	住宅難緩和の為必要	第5条
215号	許可	16.12.19	日立市		0.402	0.402	貸住宅建設	住宅難緩和の為必要	第5条
216号	許可	16.12.19	多賀郡多賀町		0.600	0.600	自宅建設		第5条
217号	許可	16.12.19	多賀郡多賀町		0.220	0.220	自宅建設		第5条
218号	許可	16.12.19	多賀郡多賀町		0.210	0.210	自宅建設		第5条
219号	許可	16.12.19	多賀郡多賀町		1.827	1.827	貸住宅建設	住宅難緩和の為必 要、耕地として不適	第5条
220号	許可	16.12.19	多賀郡多賀町		0.814	0.814	貸住宅建設	住宅難緩和の為必 要、耕地として不適	第5条
221号	許可	16.12.19	日立市		0.611	0.611	貸住宅建設	住宅難緩和の為必要	第5条
222号	許可	16.12.23	水戸市		1.019	1.019	グライダー製作工場 建設	航空教育のため	第3条
223号	許可	16.12.23	東茨城郡河和田村		2.104	2.104	テレピン油工場建設	作雑料反当85円	第5条

番号	許可／不許可	年月日	農地ノ所在地	面積(反)			概要	備考	適用条文
				田	畑	計			
224号	許可	16.12.26	稲敷郡龍ヶ崎町		13.628	13.628	道路新設拡張	公益上必要、作離料反当60円	第3条
225号	許可	16.12.26	猿島郡岡郷村		1.203	1.203	住宅付属建物移転建設	通信省用地として買取	第3条
226号	許可	16.12.26	猿島郡岡郷村		1.324	1.324	分家の住宅建設		第3条
227号	許可	16.12.26	猿島郡岡郷村		1.900	1.900	自宅建設	通信省用地として買取され移転	第3条
228号	許可	16.12.26	猿島郡岡郷村		1.520	1.520	自宅建設	通信省用地として買取され移転	第3条
229号	許可	16.12.26	猿島郡岡郷村		0.127	0.127	自宅建設	通信省用地として買取され移転	第3条
230号	許可	16.12.26	猿島郡岡郷村		0.703	0.703	自宅建設	通信省用地として買取され移転	第5条
231号	許可	16.12.26	猿島郡岡郷村		1.003	1.003	自宅建設	通信省用地として買取され移転	第5条
232号	許可	16.12.26	猿島郡岡郷村		0.827	0.827	自宅建設	通信省用地として買取され移転	第5条
233号	許可	16.12.26	真壁郡黒子村		0.420	0.420	自宅建設		第5条
234号	許可	16.12.26	真壁郡伊讚村	0.504		0.504	分家の住宅建設		第5条
合計				28.204	282.101	310.305			
5号	不許可	16.05.28	猿島郡勝鹿村		5.122	5.122	「耕地トシテ適地ニ付山林トスルコトハ許可シ難シ」		第3条
6号	不許可	16.06.13	多賀郡多賀町		0.807	0.807	「付近農地作物ニ著シク被害ヲ及ボス虞アリ耕作者ノ生活安定ヲ害スル虞アリ」		第3条
7号	不許可	16.08.27	日立市		0.211	0.211	「耕作者ノ生活安定ヲ害スル虞アリ」		第3条
1号	不許可	16.10.20	多賀郡多賀町	0.200		0.200	「周囲ハ良田ニシテ家屋ヲ建設スルニヨリ隣地ニ被害ヲ及ボス虞アリト認ム」		第5条
2号	不許可	16.12.16	稲敷郡龍ヶ崎町		1.526	1.526	「龍ヶ崎国民学校敷地トシテ町当局ニ於テ交渉中公益ヲ無視シテ羽田精機会社ニ賃料年額150円ニテ賃貸セントスルモノナリ」		第3条
3号	不許可	16.12.16	鹿島郡大同村		5.928	5.928	「小作人トノ感情問題ニ依リ土地ヲ引上ケ植林セントスルモ地方労力ノ情況ヨリ見テ耕作可能ナリ」		第3条
4号	不許可	16.05.07	東茨城郡下大野村		1.522	1.522	「耕作者ノ生活安定ヲ害スル虞アリ」		第3条
合計				0.200	15.326	15.526			
総計				28.404	297.427	325.901			

出典：『臨時農地等管理令並臨時資金調整法等関係綴』茨城県立歴史館所蔵。

注：年月日は昭和である。

が、それほど偏りをみせてはいない。次に労務者住宅であるが、9件とあまり多くはない。地域的には偏っており、多賀郡多賀町の日立製作所労務者住宅建設3件をはじめ、日立市2件（うち、1件は日立製作所労務者住宅建設）、稲敷郡龍ヶ崎町2件、那珂郡勝田町1件（日立製作所工具倉庫建設）などと日立市・水戸市周辺、日立製作所関連が目立っている<sup>(4)</sup>。倉庫事務所は29件であったが、農業倉庫建設が20件と多い。信用組合事

務所建設も4件みられた。倉庫事務所の場合は、地域的には同市町村の場合は1件もなく、きれいに散らばっているのが特徴である。その他、国民学校などの運動場敷地への転用が6件みられたが、これらはすべて許可されている<sup>(4)</sup>。

以上をまとめておくと、第1に、茨城県でみられたように、県内でも地域的に申請の偏りがみられたことである。この状況は全国的には申請件数の多い茨城県と極めて少ない滋賀県との違いにも

みられたように看取されるものであったが、おそらくそれは、陸海軍施設の配備、軍需関連産業・重工業の配置とそれに伴う労働者・住民の移動状況に基本的に規定され、具体的には、工場建設、労働者住宅と一般住宅（貸住宅建設）の申請状況に端的に表れたと考えられる。第2は、道府県により許可基準に幅があった可能性が高いという点である。たとえば、茨城県は一般住宅や民需工場建設への許可基準がかなり緩いとみられるが、滋賀県はやや厳しかったように思われる。第3に、全国道府県共通の、いわば定番の許可事例としては、軍需工場、労働者住宅、一般住宅、農業倉庫、運動場があったといえる。このうち、地域的な特徴が表れた、つまり行政側の許可基準に最も幅がみられたのは一般住宅建設であったろう。したがって、一般住宅建設に対する申請状況とその許可状況が道府県の処理状況を特徴付けることになったと考えられるのである。上記したように、全国的にみて一般住宅建設の件数・面積が大きかったのは、都市あるいは都市周辺地域であった<sup>(45)</sup>。

- (1) 戸嶋芳雄「第二「臨時農地価格統制令」・「臨時農地等管理令」の逐条解説」中央物価統制協力会議『臨時農地価格統制令臨時農地等管理令解説』1941年5月、33頁。
- (2) 前掲『臨時農地価格統制令臨時農地等管理令解説』34頁。
- (3) 前掲『臨時農地価格統制令臨時農地等管理令解説』34頁。「臨時農地等管理令質疑応答」（前掲『臨時農地価格統制令臨時農地等管理令解説』70頁）では、「其の事業又は施設が時局に積極的意義を有せざるが如きもの等を謂ふ」としている。
- (4) 以上、前掲『臨時農地価格統制令臨時農地等管理令解説』34～35頁、71頁。
- (5) 「臨時農地価格統制令・臨時農地等管理令要綱質疑応答」『集成』10、1972年、518～519頁。同趣旨は、「臨時農地等管理令質疑応答」前掲『臨時農地価格統制令臨時農地等管理令解説』69頁も参照。
- (6) 「臨時農地価格統制令並ニ臨時農地等管理令実施ニ関スル件」（農林次官から滋賀県知事宛通牒、1941年2月22日）『臨時農地管理』滋賀県行政文書。同通牒は前掲『臨時農地価格統制令臨時農地等管理令解説』113～116頁、前掲『集成』10、525～528頁にも掲載されている。

(7) 岸良一「第一「臨時農地価格統制令」・「臨時農地等管理令」の概要」前掲『臨時農地価格統制令臨時農地等管理令解説』10頁。

(8) 前掲『臨時農地管理』滋賀県行政文書には、労働者住宅供給計画による労働者住宅用敷地については特別の考慮を払い臨時農地等管理令第3条・第5条の許可を速やかに行うこと、という内容の、厚生省社会・農林省農政両局長から各地方長官宛の「臨時農地等管理令ノ運用ト労働者住宅用敷地ニ関スル件」（1941年5月31日）が綴じられている。同様の文書は『臨時農地等管理令に関する資料その1』（農林省文書）にも綴じられている。また、少し後になるが、甲造船促進対策として、甲造船関係工場については、海軍官吏の行う如く措置すべき旨が通牒された（1943年2月24日付）。甲造船関係工場とは、長さ50メートル以上の鋼船、又はその製造若しくは修繕に必要な船舶用機関、艤装品その他船舶用品の製造又は修繕をなす工場である（以上、前掲『臨時農地等管理令に関する資料その1』）。これらは、「産業、交通、厚生政策等諸般ノ要請」の事例であろう。

(9) ただし、東京は1943年のデータを欠いている。

(10) 『農地改革関連資料』農林省文書。坂根嘉弘「資料日本における戦時時期農地・農地政策関係資料（3）」『広島大学経済論叢』26-3、2003年で復刻・紹介しているので、参照いただきたい。

(11) 都道府県文書で、臨時農地等管理令関係文書を得られることは稀である。全国の都道府県行政文書を調査したが、臨時農地等管理令第3条・第5条関係文書が残されていたのは、滋賀県、茨城県、富山県であった。このうち、富山県については、富山県公文書館に、『昭和21年臨時農地等管理令第5条の許可申請』が所蔵されており（『富山県行政文書目録』第3集、1994年参照）、他の『昭和20年臨時農地価格統制令第3条1項の許可申請』、『昭和20年臨時農地等管理令第7条2項の許可申請』とともに、2007年1月に同館にて閲覧申請をしたが、富山県公文書館条例施行規則第5条第1項（「個人若しくは団体の秘密の保持上又は公益上の理由」）を根拠に、閲覧をすべて拒否された。

(12) 前掲『臨時農地価格統制令臨時農地等管理令解説』69頁。

(13) 日立製作所多賀工場は1939年4月設立。日立製作所・日立鉾山など戦時時期に労働者数が急速に増加し

ている。『日立市史』1959年、『新修日立市史』下巻、1996年などを参照。ちなみに、山下直登『資本と地域社会—戦時下日立製作所の農村進出』（校倉書房、1995年）は、茨城県水戸市・那珂郡への日立製作所の進出（工場用地買収）を扱ったものであるが、臨時農地等管理令施行前の事例であった。ちなみに、1943年8月現在で茨城県にあった「防空上最も重要な軍需工場」は、日立製作所水戸精機工場（那珂郡勝田町）、日立製作所多賀工場（多賀郡多賀町）、日立兵器水戸工場（那珂郡勝田町）であった（『商工行政史』下巻、1955年、427～443頁）。

(14)全件数の地域的散らばりを示しておく、日立市44件、多賀郡多賀町27件、猿島郡古河町19件、猿島郡岡郷村14件、水戸市14件、稲敷郡龍ヶ崎町9件、土浦市9件、那珂郡勝田村6件、東茨城郡上大野村5件となる（以上、5件以上の市町村）。日立市が飛び抜けて多くなっているが、その84%（44件中37件）は一般住宅建設であった。なお、表4-3-1、表4-3-2で茨城県庁が分類した事業別件数と、上記の筆者が分類した事業別件数が若干食い違っているが、ある事件をどちらの事業に分類したのかという点に基因していると思われる。

(15)なお、農林省は、施行後1年を経た1942年4月4日付で、臨時農地価格統制令並びに臨時農地等管理令の取扱方針・条文に対する疑義・将来条文改正等の希望について、道府県に照会している。それに対し、茨城県農政課の小口寿三郎地方小作官は、臨時農地等管理令について、1942年4月28日付で次の回答をしている（前掲『臨時農地等管理令並びに臨時資金調整法等関係綴』）。

#### 記

臨時農地等管理令ニ付テ

一、取扱方針ニ関スル件

(一)学校、寄宿舎、住宅等建設ノ場合建坪ニ対スル所用敷地（運動場ヲ含ム）ノ標準ヲ示サレ度シ

(二)小作人ノ難作ニ対スル作難料ノ標準ヲ示サレ度シ  
参考

本県ノ取扱方針

(1)農地ヲ買受ケテ耕作以外ノ目的ニ使用セントスル場合ニ於ケル作難料ハ買取価格ノ一割ヲ標準トス

(2)其ノ他ノ場合ニ於テハ最小限一ケ年分ノ収益ヲ標準トス

二、条文ニ対スル疑義ノ件

該当ナシ

三、将来条文改正等ノ希望ニ関スル件

(一)違反者ニ対スル罰則ノトシテ原状回復ヲ命ジ得ルモノトスルコト

(二)別表ノ場合ヲ全部削除スルコト

農地潰廃ノ制限コソ本令制定ノ主要ナル目的ナリ然レニ別表ノ法令ニ依ル処分ハ農地ノ潰廃ニハ何等ノ関心ナク行ハル、ヲ以テ別表ノ法令ニ依ル処分ヲ以テ本令ノ許可ヲ要セザルモノトスルハ本令ノ主旨ヲ没却スル惧アリ且ツ巧ニ本令脱法ノ具ニ供セラル、場合モアルヲ以テ之ヲ全部削除シ別表ニ掲ゲラレタルガ如キ法令ニ基キ処分ヲ受クル場合ト雖常ニ本令ニ依ル許可ヲ要スルモノトスルコト

興味深いのは、学校や寄宿舎・住宅の建坪の標準並びに作難料の標準を求めている点（茨城県地方小作官は買取価格の1割の作難料支払いを指導していた）、違反者への罰則として原状回復を命令できるよう求めている点（小括で述べるように、売買契約も含め既成事実が先行すると追認せざるを得ない根本的弱点を臨時農地等管理令はもっていた）、別表の場合を全部削除すること、である。最後の別表とは、臨時農地等管理令施行規則第5条の臨時農地等管理令第4条第2項と第6条第2項の処分（「主務大臣又ハ地方長官ノ命令、免許、許可、認可其ノ他ノ処分」）につき、農林大臣が定めた法令の一覧表（アルコール専売法外73法令）である。この別表の法令に基づき処分を受けたときには、臨時農地等管理令第4条第2項及第6条第2項により、臨時農地等管理令第3条及第5条の適用が除外された。このようになると、事実上、地方小作官の関与外で農地転用・農地潰廃が進んでいった。なお、全国の地方小作官からこの回答が農林省に送られたはずであるが、農林省文書にはその関係簿冊は残されていない。

### 3) 国・道府県による農地転用・農地潰廃 ア) 臨時農地等管理令第7条の運用状況

臨時農地等管理令第7条申請事件処理状況は、申請件数が毎年150件から200件、承認（又は了承）面積が2500町～3500町程度となっている（表6）。1件当面積は25町～35町程度とかなり大きい。もともと5000坪を超える申請事件ではあったが、第3条・第5条申請事件と比べると、100倍～200倍の規模で大口の農地転用・農地潰廃であったことが確認できる。第7条事件の場合も、1%～3%ほどの若干の不了承・不承認事件がある。

第7条事件については、これ以上のデータを検討することは出来ない。農林省文書には、第7条の個別事件の農林大臣宛協議関係文書等や第7条事件の台帳があったはずであるが、現在残されていない。道府県文書にもこれまでの調査では第7条事件関係の資料類は、後述の茨城県の資料（『臨時農地等管理令並に臨時資金調整法等関係

綴』1941年～43年、『農地等管理令関係本省往復文書綴』1944年～45年、茨城県行政文書、茨城県立歴史館所蔵）を除き、みつけないことは出来なかった。また、5000坪以下の国・道府県による農地転用・農地潰廃については、臨時農地等管理令適用除外になっていたため、もともと関係資料は存在しない。

表6 臨時農地等管理令第7条申請事件処理状況

単位：反

年度	申請 件数	処理 件数	申請通承認（又は了承）					条件付承認（又は了承）					不承認（又は不承認）		未済 件数
			件数	田	畑	其ノ他	計	件数	田	畑	其ノ他	計	件数	面積	
1941年度	155	145	111	9375	7776	269	17420	34	6043	10639	50	16732			10
1942年度	191	166	117	7206	6921	187	14314	44	4607	3797	573	8977	5	544	25
1943年度	171	170	134	5797	7005	382	13184	34	6392	5593	1688	13673	2	149	1

出典：『農地制度資料集成』10、1972年、539～542頁。

注1）1941年は2月から12月分である。

2）ちなみに、臨時資金調整法第4条及第4条ノ2の規定のみにより認許可された面積が、1941年2月～12月417町、1942年1月～12月300町、あった。

#### イ) 軍用地・軍需関係産業による農地転用・農地潰廃

「軍機保護上支障アル事項」による農地転用・農地潰廃も、臨時農地等管理令適用外なので関連資料はまったく残っていない。ここでは次善策として、当時農林省で行われた時局関係潰地調と農地潰廃状況調査を検討しておく。時局関係潰地調は1941年1月～12月の期間における農地潰廃調査で、原因項目別内訳は「軍用地」「軍需工場敷地」「軍需鉱業其他」である<sup>(1)</sup>。1943年4月に地方庁に照会した農地潰廃状況調査は1937年～42年までの毎年の農地潰廃面積を、「軍施設」「軍需工場敷地」「各官庁関係用地」「其ノ他」に分けて調査している。本稿では、臨時農地等管理令施行以降の検討が目的であるため、道府県別に1937年～40年の合計、1941年、1942年に分けて検討したい（表7）<sup>(2)</sup>。ただし、時局関係潰地調・農地潰廃状況調査ともに、そこにあがってきている数値は軍用地（軍施設）や軍需鉱業用地による農地潰廃面積であり、本稿で検討している臨時農地等管理令による区分でいうと、「軍機保護上支障アル事項」による農地転用・農地潰廃のほかにも、臨時農地等管理令第3条・第5条許可による農地転用・農地潰廃、5000坪以下の国・道府県による農地転用・農地潰廃、第7条の農林大臣了承・承認による農地転用・農地潰廃、が混在したものとなっている。しかし、のちに検討するように、「軍機保護上支障アル事項」による農地転

用・農地潰廃が圧倒的な部分をしめていたことは間違いなく、時局関係潰地調や農地潰廃調査による検討により、「軍機保護上支障アル事項」による農地転用・農地潰廃の動向をある程度うかがうことが出来ると思われる。

まず、時局関係潰地調であるが、残念ながら、おそらく最大の農地潰廃面積をしめたと思われる北海道の調査を欠いており、合計値はその分低くなっている。農地潰廃状況調査から推測すると、北海道は全体の15%前後をしめており、それも畑地の潰廃面積の多くをしめていたはずである。この北海道を除いた全国数値でみると、時局関係潰地は、田が2900町、畑が3539町となる。案外、田地面積が多くなっている。原因別には、「軍用地」4264町、「軍需工場敷地」718町、「軍需鉱業其他」1457町である。軍用地では、茨城391町、千葉279町、東京279町、神奈川232町、三重487町、愛媛318町、長崎493町、大分417町、宮崎242町が200町を超えた府県である。「軍需工場敷地」では東京132町、「軍需鉱業其他」では東京234町、福井128町、愛知124町が目立っている。

次に、農地潰廃状況調査（表7）であるが、合計では1941年が8403町、1942年が12903町であり、1.5倍に増加している。軍施設、軍需工場敷地でも、1942年のほうがかなり拡大している。道府県別に農地潰廃面積（合計）でみると、1941年では神奈川1167町、山口1002町、北海道877町、

表7 道府県別農地潰廃面積一覽表

單位：町

	1937年～		1941年					1942年					1937年～	
	40年		合計	軍施設	軍需工場 鉦業用地	各官庁 關係用地	其ノ他	合計	軍施設	軍需工場 鉦業用地	各官庁 關係用地	其ノ他	42年	
	合計												合計	
北海道	5047	877		84	142	651	1670	228	133	213	1096	7595		
青森	304	10	10				11	6			4	325		
岩手	440	177		177			31		31			648		
宮城	516	70	56	1	1	12	2945	2874	6	22	44	3532		
秋田	63	12	12				22		7	6	10	97		
山形	68	43		24	19		93		31	50	12	204		
福島	173	98	61	7		30	31		26	4	1	303		
茨城	1561	61	4	51	6	114	114		19	26	70	1736		
栃木	139	58	47		5	6	160	87	62	6	5	357		
群馬	518	228	169	59			43		43			788		
埼玉	505	30	28			2	142	85	28		29	676		
千葉	664	419	294	23	61	40	322	246	34	11	31	1406		
東京	1094	230	126	44	16	45	510	192	253	25	39	1834		
神奈川	1518	1167	840	49	149	130	273		83	121	69	2959		
新潟	225	42	24	14	3		47		22	14	11	313		
富山	245	88		47	40		56		51	5		388		
石川	84						11		9		2	95		
福井	78	26			18	8	4			4		109		
山梨	27	25		25								51		
長野	102						65		17	9	39	167		
岐阜	119						93	16	77			212		
静岡	2356	780	206	469	52	53	1366	750	427	119	70	4501		
愛知	971	514	53	95	195	171	1321	561	283	4	473	2807		
三重	467	260	260				215	200		15		942		
滋賀	17	5	5				11				11	33		
京都	745	231	133	36	44	17	516	305	150	25	35	1492		
大阪	513	102	8	22	67	5	226	57	17	140	11	841		
兵庫	1687	235	90	124	22		169	19	142		8	2091		
奈良	51	3			3							54		
和歌山	358	18					91					466		
鳥取	298	32	28		3		337	267	70			666		
島根	38											38		
岡山	40	138			128	10	82	31		46	5	260		
広島	472	249	192	3	44	11	232	111	51	40	30	953		
山口	363	1002	803	148	47	3	387	376		5	6	1752		
徳島	156	9	5		4		42	32			10	207		
香川							30	22			8	30		
愛媛	148	119	101	14		5	210	128	82			477		
高知	4	151	151				4	4				159		
福岡	818	187	60	87		41	481	350	68	11	52	1486		
佐賀	41	39		6	32		109	0	105	4		189		
長崎	521	159	145			14	232	208	7		17	912		
熊本	902	168		153	10	5	27		27			1097		
大分	487	206	206				53	38	6		9	746		
宮崎	7042											7042		
鹿児島	432	80	80				109	61	33	14		621		
沖縄	19	57	26		31		11				11	87		
計	32436	8403	4218	1715	1188	1264	12903	7255	2400	939	2218	53741		

出典：【昭和18年4月農地潰廃状況調査】農林省文書。

注：1) 原表の不整合は修正した。

2) 和歌山・島根は合計のみで、内訳は不明。宮崎は原資料が欠。

静岡780町、愛知514町、千葉419町が、1942年では宮城2945町、北海道1670町、静岡1366町、愛知1321町、東京510町、京都516町、福岡481町、山口387町、鳥取337町が、突出して多くなっている。項目別にみると、軍施設が圧倒的多数をしめており、1941年では5割が、1942年では約6割が軍施設である。時局関係潰地調でも3分の2が軍用地となっており、同様の傾向をみせている。軍用地による農地潰廢がかなり多くの部分をしめたことが確認できる。なお、1941年については、時局関係潰地調と比較可能であるが、食い違っているところが見受けられる。理由は不明であるが、どこまで時局関係潰地・農地潰廢地として集計しているのか、という集計基準の点で違ってきていると思われる。

- (1)「時局関係潰地調」は「農地改革関連資料」農林省文書に所収。坂根嘉弘「資料 日本における戦時期農地・農地政策関係資料 (3)」『広島大学経済論叢』26-3、2003年に、掲載しているの、本稿では再掲しない。
- (2)農地潰廢状況調査は、『農地潰廢状況調査』農林省文書という簿冊に地方庁からの回報文書が綴じられている。当時農林省のほうで1937年～42年の合計を道府県別に集計した一覧表を作成しているが、公表されていない。この一覧表については、坂根前掲「資料 日本における戦時期農地・農地政策関係資料 (3)」を参照いただきたい。なお、前掲『農地潰廢状況調査』には農林省から道府県への調査依頼の照会文書が残されていないが、『農地調整ニ関スル綴』（京都府公所文書園部事務所文書、京都府立総合資料館所蔵）には、京都府が船井地方事務所に宛てた照会文書（昭和18年4月19日付）が残されている。それによると、「昭和十二年支那事変発生以降各種施設ノ新設拡張ニ伴ヒ潰地面積一万坪以上ノモノニ付至急左記様式ニ因リ御調査ノ上極秘取扱ニテ折返御回報相煩度」となっている。つまり、一万坪以上の農地潰廢面積を調査対象にしていたことがわかる。この点は、たとえば、香川県から農林省への回報で「自昭和十二年至昭和十六年ノ五年間ニハ潰地面積一万坪以上ニ及ビタルモノナシ」としていることと符合する。しかし、他の府県では1万坪以下の農地潰廢面積も調査対象となっているところも散見され、このあたりは必ずしも徹底されていなかった

たようである。

#### 4) 臨時農地等管理令の運用と農地潰廢面積

ここでは、臨時農地等管理令の運用と実際の農地潰廢の状況との関連について検討したい。焦点の一つは、脱法行為（闇行為）による農地転用・農地潰廢がどの程度存在したのかという点である。

さて、実際の農地潰廢面積はどれぐらいであったであろうか。とりあえず依拠しうる資料は『農林省統計表』（一時『農商省統計表』となるが、以下では『農林省統計表』とする）である。『農林省統計表』には「耕地拡張及潰廢面積」の統計があり、その中に潰廢面積の道府県別データが掲載されている。潰廢面積は、水害などによる荒廢と人為的変換に分けられている（以下、表8を参照）。荒廢はだいたい潰廢農地面積の1割～2割程度で、残りの9割～8割ほどが人為的変換である。本稿で問題になるのは後者の人為的変換である。人為的変換の内訳項目は、耕作放擲、宅地、鉱工業用敷地、病院事務所敷地などである。残念ながら、先の臨時農地等管理令第3条・第5条の事業別一覧表と必ずしも同じ項目となっていないし、年度も半年近く食い違っている。人為的変換のなかでは、耕作放擲が2割から4割をしめており、最大の項目となっている。耕作放擲は、地域的には北海道がかなりの割合をしめている（たとえば、1942年では85%）。続いて、林地・牧野に転換したものがあわせて2割程度となり、耕作放擲とあわせて半分程度をしめることになる。耕作放擲や林地・牧野への転換は基本的に労働力不足によるものであったが、林地・牧野への転換も北海道が多く、北海道における労働力不足の深刻さを物語っている。人為的変換では、次いで訓練場・飛行場等が1割から2割、鉱工業用敷地が1割前後、宅地が1割弱程度と続く。特に、訓練場・飛行場等への転換は年々増加し、1944年には約2万3千町歩でピークとなり、耕作放擲を抑え農地潰廢の最大項目となった。

次に本題である、『農林省統計表』による農地潰廢面積と臨時農地等管理令第3条・第5条・第7条の許可面積との関連を検討しておきたい。上記したように、臨時農地等管理令による農地転

表8 『農林省統計表』による戦時期農地潰廃状況

単位：町

年度	人為的変換									
	耕地放擲	宅地	鉱工業用敷地	学校用敷地	病院事務所等敷地	倉庫類敷地	畜舎肥料者厩舎等	神社仏閣墓地道霊塔等	運動場訓練場飛行場	道路
1941年	14,231	3,958	5,631	408	64	32	1	17	4,027	1,061
1942年	22,803	4,606	5,209	304	145	155	10	49	5,266	1,351
1943年	13,383	3,606	9,669	728	236	162	75	39	9,937	2,315
1944年	15,618	3,352	9,160	796	362	414	194	147	22,667	3,372
1945年	33,145	2,827	6,146	444	284	332	209	122	14,702	4,010

  

年度	人為的変換							潰廃農地面積総計	
	鉄道軌道	河川用・悪水路	池沼溜池・プール等	堤防堤塘堰・堤築港等	林地	牧野	総計		
1941年	619	484	69	270	5,875	502	37,249	8,493	45,742
1942年	658	904	138	257	7,128	3,040	52,021	5,788	57,808
1943年	820	1,467	374	452	8,026	4,370	55,658	11,123	66,781
1944年	1,250	3,993	799	417	12,653	3,663	78,859	15,714	94,572
1945年	793	2,834	502	286	13,044	4,212	83,893	17,565	101,457

出典：『農林省統計表』『農商省統計表』

注：1) 年度は、1941年は1941年1月1日～1941年7月31日、他は前年の8月1日～その年の7月31日（たとえば、1942年の場合には1941年8月1日～1942年7月31日）となる。

用・農地潰廃には次の4つの場合があった。①臨時農地等管理令第3条・第5条許可の場合。この場合は、民間や公共団体の事業・施設によるもので、面積の広狭にかかわらず適用された。民間の、いわば細々とした小口の農地転用に特徴があった。②国・道府県がかかわる事業・施設による5000坪以下の農外転用・農地潰廃の場合。この国・道府県がかかわる、いわば細々とした小口の農地転用については臨時農地等管理令適用除外であり、フリーパスであった。③国・道府県のかかわる5000坪を超える事業・施設による農外転用・農地潰廃の場合。この場合は、臨時農地等管理令第7条による了承・承認が必要であり、国・道府県がかかわる、いわば大口の農外転用・農地潰廃の場合である。④「軍機保護上支障アル事項」という理由で臨時農地等管理令を頭越しにした大規模な軍用地・軍需鉱工業敷地等による農地転用・農地潰廃の場合。農林省によれば、「軍機保護上支障アル事項」という理由ですべてが臨時農地等管理令の適用除外となるわけではなかったが、事実上は適用を回避したと思われる<sup>(2)</sup>。

さて、これらの農地転用・農地潰廃は、実際の農地潰廃面積のうち、どれぐらいをしめたのであろうか。まず、①の臨時農地等管理令第3条・第5条の場合であるが、許可面積は第3条と第5条

をあわせて、1941年度3721町、1942年度3887町であった（表2参照）。『農林省統計表』による農地潰廃面積（人為的変換）は1941年（1941年1月～7月）37249町、1942年（1941年8月～42年7月）52021町であり、耕作放擲を除くと<sup>(3)</sup>、1941年23018町、1942年29218町であった（表8参照）。臨時農地等管理令第3条・第5条許可による農地潰廃面積は、耕作放擲をのぞいた農地潰廃面積と比べても、多くてその10分の1程度でしかなかった<sup>(4)</sup>。②は5000坪以下の国・道府県がかかわる事業・施設による農外転用・農地潰廃の場合であるが、その件数は多かったと思われるが、面積では、次の③の場合を念頭に置くと、『農林省統計表』による農地潰廃面積の数%程度（多くても1割程度）でしかなかったと思われる。③は5000坪を超える国・道府県がかかわる事業・施設による農外転用・農地潰廃の場合であるが、この許可面積は、1941年3415町、1942年2329町であり、①の場合と同様に多く見積もっても『農林省統計表』による農地潰廃面積の1割程度であった。④は大規模な軍用地・軍需鉱工業敷地等による農地転用・農地潰廃の場合で、臨時農地等管理令許可・承認数値にのぼってこない部分であり、面積で見ると、この部分が上記の①から③よりもかなり大きな部分をしめたと思われる。この部分は正確にはつかみ

きれないが、先にみた農林省の農地潰廃状況調査によると、1941年の「軍施設」による農地潰廃面積は4218町であり、「軍需工場鉦業用地」による潰廃面積を加えても5933町であった（表7参照）。また、これも先にみたように、1941年1月～12月の時局関係潰地調による「軍用地」は4264町、「軍需工場敷地」「軍需鉦業其他」を加えても6439町である。『農林省統計表』による農地潰廃面積（耕作放擲を除いた人為的変換）は、1941年23018町、1942年29218町であるから、「軍機保護上支障アル事項」という理由で臨時農地等管理令を頭越しにした「軍用地」・「軍需鉦工業敷地」等による農外転用・農地潰廃面積は『農林省統計表』による農地潰廃面積（耕作放擲を除いた人為的変換）の凡そ2割から3割程度ということになる。もっとも、この時局潰地調や農地潰廃状況調査には、上述したように、臨時農地等管理令第3条・第5条許可による民間軍需企業による農地転用・農地潰廃、5000坪以下の国・道府県による農地転用・農地潰廃、第7条の農林大臣了承・承認による農地転用・農地潰廃が混在していたと思われ、二重計算になっているそれらを除くと、実際の「軍機保護上支障アル事項」を理由に臨時農地等管理令を頭越しにした軍用地・軍需鉦工業敷地等による農地転用・農地潰廃はより少なかったはずである<sup>(5)</sup>。

以上より、①から④までの農地転用・農地潰廃面積は、『農林省統計表』による農地潰廃面積（耕作放擲を除いた人為的変換）の多くても5割から6割程度でしかないことになる。②の部分はデータとして把握できなかったので③からの推測によっているが、この部分がもっと大きいとしても、どうみても『農林省統計表』による農地潰廃面積には及ばない。この差は、闇による農外転用・農地潰廃の場合とみなければならぬ。つまり、臨時農地等管理令違反の状態で農地転用・農地潰廃を進めた場合である<sup>(6)</sup>。この闇による農地転用・農地潰廃がかなり大きな部分をしていたのである。この臨時農地等管理令違反による闇の農地転用・農地潰廃を傍証する記述資料は多くはないが、たとえば山口県の『防長時報』には、「近時臨時農地管理令<sup>ア</sup>の違反事件が多数発生するのでこの趣旨を周知徹底させて、戦時下一人の過ちもない様になければならぬ」、農林大臣ま

たは地方長官の許可が必要であるのに「最近許可なしに農地を潰廃して所罰を受くるに至る者ある」<sup>(7)</sup>としている。

- (1)耕作放擲とは、「其の原因が土地其のものに非ずして勞力不足、小作争議、離農等に因り耕作放擲地となったもの」（『第22次農林省統計表 昭和20年』53頁）である。
- (2)たとえば、茨城県の場合、「軍機保護上支障アル事項」と思われる第7条協議事件は1941年では陸軍省の軍用地（射撃場新設用地）2.5町のみであったが（『臨時農地等管理令並に臨時資金調整法等関係綴』1941年～43年、茨城県行政文書、茨城県立歴史館所蔵）、1941年の時局関係潰地調では軍用地による農地潰廃面積は391.4町であり（『時局関係潰地調』『農地改革関連資料』農林省文書）、ほとんどの部分が第7条事件としてのほってきていないことを示している。
- (3)耕作放擲による農地潰廃は、臨時農地等管理令の対象とならなかったとみられる。
- (4)ちなみに、『農家経済調査』により1937年から41年までの農家あたりの宅地面積をみると、順に、3.08畝、3.10畝、3.12畝、3.24畝、4.01畝となる（『農地改革資料集成』第1巻、671頁）。戦時期にも農家あたりの宅地面積が拡大した可能性があり、その場合、多くは闇転用であったと思われる。
- (5)ちなみに、先に注記したように、農地潰廃状況調査は原則として1万坪以上が対象となっていた。しかし、たとえば1941年で比較すると、時局関係潰地調の「軍用地」4264町歩、「軍用地」「軍需工場敷地」「軍需鉦業其他」の合計6439町歩、一方、農地潰廃状況調査では「軍施設」4218町、「軍施設」と「軍需工場鉦業用地」で5933町歩、それに「其ノ他」を加えると7197町歩であり、この両者はそれほど大きく食い違っているわけではないことが分かる。つまり、農地潰廃状況調査の数値は、時局関係潰地調の数値と比べて、それほど過小の数値ではないことが理解できよう。なお、1942年10月9日付で海軍次官より農林次官に回答された「農耕地ヲ軍ノ施設ノ為ニ潰廃シタル面積」を参考までに表9に掲げておきたい。残念ながら陸軍からの回答はなかったようであるが、この数値も時局関係潰地調や農地潰廃状況調査と矛盾するものではないことが確認できる。

表9 海軍による農地潰廃面積

単位：町

	田	畑	計
1937年	147	163	310
1938年	1,409	1,107	2,516
1939年	758	600	1,358
1940年	579	320	899
1941年	1,400	942	2,342
計	4,293	3,132	7,425

出典：『臨時農地等管理令に関する資料その1』農林省文書。

注：「農地潰廃ニ関スル件 回答」（1942年10月9日、海軍次官より農林次官宛）による。

(6) ちなみに、『新潟県農地改革史 改革頽末』（1963年、402頁）は、「大略昭和十九年末迄の法規制に拠る転用面積は二二五町九反を数え得るが、実際はこの数値以上の転用の進行していることは、4・84表の県統計で窺われるようである」としている。臨時農地等管理令違反・間とは明言していないが、事実上そのことを示している。

(7) 『防長時報』18、1942年6月1日、6頁。前掲『臨時農地等管理令に関する資料その1』には、工場建設のため1.2町の農地所有権を取得し（転用目的の所有権取得）、登記手続きを終えた後、臨時農地等管理令第5条違反が判明し略式命令を受けた事例が熊本県知事から農政局長に報告されているが（1941年12月4日付）、表面化しない場合も含め、このような違反事例がかなりあったと思われる。

#### 4、農地潰廃の進展と農工調整論

さて、戦時期における農地潰廃状況を検討しておこう。まず、耕地面積であるが（表1-1）、戦時中は畑地を中心に、1941年2万町歩、1942年3万町歩弱、1943年4万5千町歩、1944年8万町歩とかなり大規模な潰廃が進行した。特に、1943年・44年には年2万町歩から3万町歩の田地潰廃が進行していた。復旧・開墾・干拓埋立による拡張は、確かに減少傾向にはあったが、それほど大きな減少をみせていたわけではなかった。むしろ、それを大きく上回る人為的変換による潰廃が進んだのである。

農地潰廃状況を道府県別にみておこう。表10は、1941年～45年までの農地潰廃面積の絶対値と1939年耕地面積を基準にした潰廃割合を示したものである。1939年を基準にした潰廃割合の上位15道府県を掲げている。実数では北海道の潰廃面積が12.6万町歩と群を抜いている。全体の3分の1（34%）を北海道のみでしめていた。続いて、1

万町歩を超えたのが、鹿児島、愛媛、新潟であった。この潰廃面積を、1939年耕地面積を基準にみると、最も潰廃割合が高いのは東京で、戦時期に17%の農地が潰廃したことをしめしている。続いて、愛媛13%、北海道13%、大阪13%、神奈川11%、鳥取11%となる。都市近郊地域と北海道、愛媛、鳥取が多くなっている。また、農林省は、1938年以降毎年、不耕作地並びに裏作廃止面積の調査を行っているが<sup>(1)</sup>、それによると耕作廃止面積中にしめる北海道の割合は飛び抜けて高いものになっていた。例えば、全国の耕作廃止面積中、1941年79%、1942年96%、1943年94%を北海道のみでしめていたのである<sup>(2)</sup>。主な原因は労働力不足であり、それに対して農林省・北海道庁は全国農業学校生徒を中心とした北海道援農を推進した<sup>(3)</sup>。

軍需工業の地方への展開は、農地潰廃をもたらした。農工調整問題を生んだ。農工調整問題が本格的に論じられるようになるのは、1943年に入ってからである。その問題の基本は、軍需産業の拡充と食糧増産という相矛盾する2大国家目標の調整であった。具体的には、工業の地方進出による、農地の潰廃・減少、農業労働力の工業部面への流出、耕作放棄地の増加、公害による農業生産の減少、農業生産力の低い職工農家の増加、農業精神の弱化などであり、守勢に立たされた農業の側からの危機感の表明という色彩が強く、「工業方面は頗る無関心なる態度」であった<sup>(4)</sup>。多くの論者は、農工調整問題は「農工調和」あるいは「農工両全」のもと解決されねばならないと主張したが<sup>(5)</sup>、いずれの問題も相矛盾する国家目標の対立構図から生まれたものであり、解決・調整は容易ではなかった。かかる農工調整問題に対し国は、「先づ各地重要工場並にその周辺農村の実態を明確にするを先決」として、関係団体に調査を委託している。企画院・内務省で工場側よりの調査を担当し、農林省は農村側からの調査を担当した<sup>(6)</sup>。その成果は、1943年から1944年にかけて印刷に付されている<sup>(7)</sup>。協調会でも、1943年5月に、官庁並びに学会専門家を委員に協調会農工調整委員会が組織され、研究会・報告会、現地調査、地方懇談会などが行われた。その検討の成果は、1944年5月2日に「農工調整問題要領」として取りまとめられた。そして、5月25日には、農村工業協会

表10 道府県別潰廃面積

	1941年～45年				耕地面積に対する割合				1939年 耕地面積
	総数	荒廃	人為的 変換	(内、耕作 放棄地)	総数	荒廃	人為的 変換	(内、耕作 放棄地)	
	町	町	町	町	%	%	%	%	町
東京	7,377	262	7,114	267	17.05	0.61	16.45	0.62	43,257
愛媛	12,148	6,880	5,267	634	13.24	7.50	5.74	0.69	91,780
北海道	126,340	7,411	118,929	73,557	12.91	0.76	12.15	7.52	978,470
大阪	6,785	1,252	5,533	740	12.52	2.31	10.21	1.36	54,214
神奈川	7,406	537	6,868	180	11.18	0.81	10.36	0.27	66,262
鳥取	5,496	874	4,622	1,932	10.86	1.73	9.14	3.82	50,595
静岡	9,867	1,100	8,769	266	7.48	0.83	6.64	0.20	131,980
山口	7,755	2,585	5,170	279	7.44	2.48	4.96	0.27	104,178
鹿児島	13,586	673	12,913	900	7.35	0.36	6.99	0.49	184,797
高知	4,570	1,095	3,474	184	6.76	1.62	5.14	0.27	67,624
宮崎	6,082	1,197	4,884	277	6.47	1.27	5.20	0.29	93,956
広島	7,054	1,767	5,286	914	6.43	1.61	4.82	0.83	109,748
島根	5,034	3,983	1,051	235	6.12	4.84	1.28	0.29	82,230
福岡	8,277	1,732	6,544	217	5.80	1.21	4.59	0.15	142,720
愛知	8,530	585	7,946	240	5.35	0.37	4.98	0.15	159,435
全国計	366,360	58,683	307,680	99,180	6.03	0.97	5.06	1.63	6,078,730

出典：『農林省統計表』。

注：坂根嘉弘「日本における戦時農地・農地政策関係資料」(1)『広島大学経済論叢』25-3、2002年、表1-3-2に道府県別のデータを掲載している。本表はそれを簡略化したものである。

を世話役に、官庁、財界、関係団体、学会の専門家を会員とした農工協力中央会（会長吉田茂）の設立に至った<sup>(8)</sup>。その後、政府は40道府県に農工協力機関を設置することとし、86の農工協力地区を指定したが、それがどの程度具体化したかは疑問であり、農工調整の限界は大きかった<sup>(9)</sup>。

ちなみに、協調会農工調整委員会の「農工調整問題要領」における臨時農地等管理令に関する記述は次のようになっている。まず、臨時農地等管理令については、「農工調整は先ず臨時農地等管理令、農業生産統制令として局部的応急的措置が採られたが、これ等の措置は消極的であり応急的弊害救済策であり」、より積極的な施策が要望せられているとしている。つまり、農工調整問題からすると、臨時農地等管理令は微温的な施策であるという評価であった。農地潰廃については、①良田良畑を避けること、②過剰な土地面積の占拠を避けること（将来の拡張を見越して必要以上に土地を占拠する機会が多いこと）、を主張している<sup>(10)</sup>。農林省（農商省）が問題点として認識していたことと同様であった。

(1)農林省農政局農政課『昭和19年8月調 最近ニ於ケル小作地返還及農地ノ不耕作状況調査』農林省文書。

(2)以上、戦時中の土地改良政策については、坂根嘉弘「日本における農地・農地政策関係資料」(1)、(2)、(3)『広島大学経済論叢』25-3、26-1・2、26-3、2002年、2003年を参照。

(3)戦時期北海道の労働力不足については、たとえば次のデータからも明らかである（以下、前掲『昭和19年8月調 最近ニ於ケル小作地返還及農地ノ不耕作状況調査』農林省文書。この資料は、坂根前掲「資料 日本における戦時期農地・農地政策関係資料(3)」で復刻・紹介しているので、参照いただきたい）。①1943年1月～12月において、労働力不足等のために作付を全部廃止した面積調査では、北海道は田3935町、畑21055町であった。当時の北海道田畑面積の2%（田）、3%（畑）にあたり（他の都府県では、最多の県でも0.2%程度）、北海道の作付廃止面積は全体の80%（田）、97%（畑）を占めていた。北海道の耕作廃止面積の増加は昭和15年ごろから顕著となった。②全国の小作地返還面積に占める北海道の割合も高かった。畑では1941年以降常に6

割から7割をしめていた。さらに返還後の措置未定の割合も北海道は55%と突出して高く、全国措置未定面積の86%をしめていた(1943年7月~1944年6月)。小作地返還事由をみると、面積比で、労力不足40%、「高賃金労力への転業」31%、農用資材等不足6%、農用資材等価格高騰8%、その他15%となっている。農外流出も含めて、北海道では農業労働力不足が顕著となっていたのである。

北海道庁・農林省はかかる北海道の労働力不足への対策として農業学校生徒による北海道援農の施策をとった。全国農業学校生徒を中心とした道外援農動員計画(延120万人)が確定したのは1943年3月である。この道外援農動員には、内原訓練所が、満蒙開拓青少年義勇軍を援農部隊として送り出すとともに、生徒引率教員の訓練機関の役割を担った。北海道農会を受け入れ主体として、1943年5月から道外援農が開始され、1944年・45年と続けられた(高嶋弘志「戦時中の全国農業学校生徒による北海道援農について」『釧路公立大学地域研究』8、2000年)。石原治良「農事訓練と隊組織による食糧増産」(農業技術協会、1949年、374~376頁)によると、農業学校生徒等による北海道援農は、1943年2.6万人(延約百余万人)、1944年1.9万人(延約138万人)としている。北海道援農については、石塚興喜雄編著『大地への献身』(全国学徒援農調査室本部、1995年)に手記並びに各種資料がまとめられており、現在得られる最良の資料集である。

- (4)以上、諸井貫一「農工調整論に就て」『経済聯盟』4-2、1944年。引用は12頁。諸井は秩父セメント株式会社常務取締役で、農工協力中央会の会員であった。農工調整問題における農業側の「受身の立場」「如何にしてこの難局に処せんかと苦悩する保身の叫び」と工業側の「沈黙とも見られる消極的な態度、準備不足」については、西水孜郎「農工協力方策に就て」『農村工業』11-6、1944年でも述べられている(引用は3頁。西水孜郎は当時、内務省国土局調査官である)。

従来の研究では利用されていないが、協調会農工調整委員会については、『農工調整問題委員会』(近藤康男旧蔵資料)並びに『農工調整問題関係綴』(宮本倫彦旧蔵資料)が重要である。近藤康男旧蔵資料は近藤康男文庫として農文協図書館が、宮本倫彦旧蔵資料は東京大学経済学部図書館が所蔵してい

る。協調会参事宮本の経歴等については、梅田俊英・高橋彦博・横関至「協調会の研究」柏書房、2004年、150頁、305~306頁を参照。

- (5)『社会政策時報』『国土計画』といった関係雑誌あるいは大学紀要などに農工調整論についての論稿が多数掲載されたが、特に『農村工業』(農村工業協会)には、農工調整に関する多くの論稿並に関連資料が掲載されている。
- (6)農商省総務局『農工調和に関する基本調査報告書茨城県豊浦町の部』(東亜農業研究所編、東農研中間報告第1号、1944年6月)冒頭の農商省総務局のはしがきによる。このうち農林省は、1943年8月、帝国農会、東亜農業研究所、慶應大学亜細亜研究所、国土計画研究所、東北産業科学研究所、日滿農政研究会の6団体に調査を委託、青森県など9県の農工接触地帯農村の基本調査が実施された。前掲「農工調整問題関係綴」によると、調査箇所は、茨城県多賀郡豊浦町(東亜農業研究所)、鳥取県西伯郡最上村(中央農業会)、秋田県河辺郡仁井田村(東北産業科学研究所)、群馬県群馬郡澗川村(国土計画研究所)、群馬県山田郡毛里田村(中央農業会)、福岡県筑紫郡安德村(東亜農業研究所)、岐阜県稲葉郡各務村(慶應大学亜細亜研究所)、青森県三戸郡大館村(中央農業会)、山口県吉敷郡西岐波村(日滿農政研究会)であった。1943年12月6日、10日に農商省において、これら9村についての「農工調和二関スル調査報告会」が開催されている。なお、1942年8月に設立されたばかりの東亜農業研究所にとっては、農林省から委託された「農工調整に関する研究」は「永続農家に関する研究」とともに創立当初の主要な研究テーマ(共同研究)であった(担当は経済第1研究室)。ちなみに、「永続農家に関する研究」は、東亜農業研究所「永続農家に関する研究」第1輯(東農研参考資料経第4号、1943年)、東亜農業研究所「永続農家に関する研究」第2輯(東農研資料第3号、1944年)として刊行されている。あわせて、個別研究として、東亜農業研究所編『米国に於ける永続農家に関する研究の現状に就て』(桜井豊、1944年)も刊行されている(以上、日本農業研究所編『日本農業研究所50年史』1992年)。「永続農家に関する研究」第1輯の「はしがき」によると、「永続農家に関する研究」は1943年9月3日、大政翼賛会調査会第五委員会が「家」の復興策を政府に上申したことを契機にしているという。戦時下の当時の状況

からみて、農外賃金高による離農者の増加傾向に対する対応策の一つであったことは間違いない。日本農業研究所編『農家永続の研究』（農山漁村文化協会、1994年）は、上記2冊の『永続農家に関する研究』で座談会に参加した130農家を50年後に追跡調査した報告書である。

(7)たとえば、東亜農業研究所編『鑛工業の發展が農業に及ぼす影響の一考察 九州農村調査より』1943年、東亜農業研究所編『台湾農工調整懇談会記録』東農研参考資料経第2号、1943年、東亜農業研究所編『農工両全への途 福岡県安徳村調査座談会』東農研参考資料経第3号、1943年、東亜農業研究所編『北海道に於ける農業と工鑛業との関係研究座談会』東農研参考資料経第1号、1943年、前掲『農工調和に関する基本調査報告書 茨城県豊浦町の部』、農商省總務局『農工接觸地帯農村に関する調査報告其2 山口縣吉敷郡西岐波村』藤井信報告、1944年、農商省總務局『農工接觸地帯農村に関する調査報告其3 岐阜縣稲葉郡各務村』小池基之報告、1944年、農商省總務局『農工接觸地帯農村に関する調査報告其4 群馬縣群馬郡瀧川村』松本治彦報告、1944年、農工協力中央会『柏崎地区農工協力基本調査報告』1945年など。なお、岐阜縣稲葉郡各務村（慶應大学亜細亞研究所）については、小池基之『日本農業構造論』（時潮社、1944年）に、「所謂「職工農家」について—岐阜県××村の調査事例を中心として—」として報告されている。労働科学研究所も同時期に農業労働調査を行っている。報告書として、『農業を兼業する工業労働者に関する調査報告』1942年、『農村地帯に進出せる大工場への農家通勤工員に関する調査報告』1943年、大橋一雄「第2次大戦下における「職工農家」についての調査報告—第1報 農業経営の動向に関する統計的観察—」『労働科学』45-9、1969年がある。

(8)以上、前掲『農工調整問題委員会』、前掲『農工調整問題関係綴』、前掲『協調会の研究』55~58頁、116頁。「農工調整問題要領」の取りまとめは1944年1月26日の農工調整委員会第24回会合から本格化した。第24回会合では、協調会農工調整委員会事務局が作成した「農工調整の暫定措置要綱案」が審議され、その取りまとめを小委員会（東亜研究所・近藤康男、慶應大学・藤林敬三、厚生省・美濃口時次郎）で行うこととした。小委員会では、4月1日に近藤委員起草の「農工調整問題要領」を検討・修正、4

月17日の第25回会合でさらに検討・修正が加えられ、5月2日に決定された。これにより1年間続けられた協調会農工調整委員会での「攻も一応終了」となり、「農工調整問題要領」は6月20日付協調会会長水野鍊太郎名で関係方面へ送付された（以上、前掲『農工調整問題関係綴』）。「農工調整問題要領」を起草した近藤康男は、農工調整委員会発足時は東京帝国大学教授であったが、その後8月6日に東京帝大を迫われ、起草当時は東亜研究所に身をおいていた（近藤康男『一農政学徒の回想』農山漁村文化協会、1976年、近藤康男編著『近藤康男 三世紀を生きて』農山漁村文化協会、2001年）。ただし、協調会農工調整委員会での活動については、近藤前掲書には記録されていない。なお、農村工業協会でも、同時期の1943年6月に、農工調和研究会が組織されている。協調会参事の宮本倫彦が委員として参加している（以上、前掲『農工調整問題関係綴』）。農工調和研究会は、1944年8月に「労務者農家対策案」を出している。

(9)岡田知弘「農工調整問題と国土計画」『戦後日本の食料・農業・農村第1巻 戦時体制期』農林統計協会、2003年。農工協力中央会については、近藤康男旧蔵資料（近藤康男文庫）に「農工協力中央会」、「農工協力」がある。ちなみに、近藤康男は昭和研究会（1936年~1940年）に参加しており、昭和研究会国土計画研究会で報告も行っている。『国土計画（4）』（近藤康男文庫）には、近藤報告も含めた国土計画研究会で行われた各報告の草稿が残されている。昭和研究会農業政策研究会については『昭和研究会の一』から『昭和研究会の三』（近藤康男文庫）に報告草稿や意見書・提言などが綴じられている。昭和研究会については、昭和同人会編著『昭和研究会』経済往来社、1968年、酒井三郎『昭和研究会—ある知識人集団の軌跡』TBSブリタニカ、1979年を参照。

(10)前掲『農工調整問題関係綴』。ちなみに、1943年6月9日の第4回会合では、農林省小作官鈴木征六が臨時農地等管理令運用上よりみたる工業立地の状況につき報告しているが、内容は「農工調整問題要領」に盛られたことを中心としたものであった。なお、農林省では、早くから工場敷地等として買収されながら放置されている農地を、休閑地に類するものとして問題視していた（たとえば、1940年8月末の「工場敷地等トシテ買収セラレタル農地ノ利用状況

ニ関スル訓「臨時農地等管理令臨時農地価格統制令ニ関スル参考資料」農林省文書)。

## 5、小括

最後に、本稿での分析をもとに、先行研究を念頭に置きつつまとめておきた。

臨時農地等管理令の農地転用・農地潰廃についての大枠は、大規模な国や道府県あるいは軍用地・軍需鉱工業敷地等についてはほとんどフリーパスの状況で、細々とした小規模の民間や公共団体の事業・施設についてはある程度の規制を加えるというものであった<sup>(1)</sup>。「ある程度」としたのは、臨時農地等管理令違反・闇の存在が相当数みられたからである。この臨時農地等管理令違反・闇の存在は、従来の研究では見落とされていたものであり、本稿で強調したいのはこの臨時農地等管理令違反・闇の存在であった<sup>(2)</sup>。この闇行為の瀰漫は、次に述べる臨時農地等管理令の運用上の問題点ともかわかる点であった。

臨時農地等管理令の運用上の問題点として、次の2点をあげておきたい。第1は、事業によっては、道府県の間で判断に幅が生じたことである<sup>(3)</sup>。工場建設、労務者住宅、倉庫事務所、材料置場、採掘場については比較的判断の幅は小さかったと思われるが、一般住宅、造植林、運動場についてはやや幅が生じたと思われる。特に、一般住宅については判断の幅が大きく、これが道府県の特徴を生むことになったのである。

第2は、臨時農地等管理令第5条の運用についてである。1943年2月8日付の農政局長通牒「臨時農地等管理令運用ニ関スル件」は「…市町村中ニハ工場誘致ニ努力シ業者亦生産拡充ニ急ナルノ余リ農工両全ノ国家ノ要請ヲ忘レ濫ニ良田良畑ニ立地シ又ハ本令許可申請前ニ敷地ノ買収手続等ヲ取進メ他ニ立地スルコトガ実際問題トシテ困難トナレルガ如キ状態ニ於テ申請ヲ為スモノ等有之農地対策上支障少カラズ…」としていた<sup>(4)</sup>。つまり、この通牒が問題点として指摘していることは、①工場を「濫ニ良田良畑ニ立地」させていることと、②臨時農地等管理令の許可申請をする前に敷地の売買手続をすでに進め、不許可とした場合に他に立地することがすでに困難な状況下で申請に及ぶケースが見られるという点である。農地転用・農地潰廃の制限という臨時農地等管理令の

立法趣旨からして、特に問題として深刻であったのは後者の②であった。これでは、第5条による農地転用・農地潰廃の統制という臨時農地等管理令本来の目的が実現できなくなるからである。

農林省は、当初、中央物価統制協力会議『臨時農地価格統制令臨時農地等管理令解説』では、「闇 潰地の制限としては第三条の規定を以て足るに拘らず第五条の存する理由如何」という問に対しては「潰地と為す目的を以て農地の権利を取得し第三条の許可を申請したる場合若し不許可となりたる場合は農地の権利を取得したる者に不測の損害を与へ或は当事者間の私法上の契約を紛淆せしむる虞あり、且許可を得られざるときは農地を不耕作の低放置せられ徒らに不耕作地を増加せしめ却て本令の所期に反する結果をも生ずる虞あり」と第5条が必要である旨を説明していた。つまり、私法上の契約を守る観点（「当事者間の私法上の契約を紛淆せしむる虞」を回避する観点）から、農地の権利を取得する前に第5条の許可を得なければならないという趣旨であったが、続けての「闇 第五条の「取得セントスル者ハ」とあるは取得せんとする特定の土地に付其の権利者に下交渉の如きものを全然為さざる以前に許可を受くべき意味なるや」という問に対しては、「実際問題として下交渉ある場合が大部分なるべし」としていた<sup>(5)</sup>。ここに問題があった。第5条を完全に効果あるものにするには、たとえば第5条の許可書を付して売買登記手続を遂行するようにしなければならなかったのであるが、農林省の見解は、必ずしも事前に許可を得ることをもとめておらず、この点は曖昧なまま残されてしまった。これが農林省の当初の見解であった。ところが、上記農政局長通牒に示されたように第5条が事実上尻抜けになるような事例が少なからず登場するにいたり、結局、当初の農林省見解を変更せざるを得なくなったのである。上記農政局長通牒では、当初の農林省見解を変更し、「地元トノ交渉等実際ノ手続ニ着手スル前ニ於テ予メ必ず係官又ハ業者ヲシテ当省ニ打合セヲ為サシムルコト」としている。このように第5条には、農地転用・農地潰廃を統制するという臨時農地等管理令の本来の目的からすると決定的な弱点があったのである<sup>(6)</sup>。

このようにならざるを得なかったのは、すべてが農林省の責任というわけではなかった。戦時期

の司法省は、依然として、行政官の私法上の契約関係に対する変更形成権を例外的なものであるとみなし、既成の私法秩序を守るという強い保守的姿勢を崩していなかったのである<sup>(7)</sup>。第5条が事実上尻抜けとならざるを得なかった根本的原因はここにあった。この点は、ひいては戦時統制法制の矛盾であった。戦時統制法制のもとでは行政権が私法上の契約関係に関与する局面が多くなるにもかかわらず、あくまでも行政権から私法上の契約関係を守るという司法省のかたくなな保守的姿勢は、統制法令本来の目的と齟齬をきたす局面を多々生じさせることになったのである。ちなみに、この点は戦後農地法制では大きく転換した。戦後の農地法制では、許可を受けない転用目的の権利移動は効力を生じないとされたのである。つまり、農地調整法第一次改正（1945年12月）で、農地調整法第5条は効力規定に改められ、これが1952年の農地法に引き継がれたのである<sup>(8)</sup>。

以上をまとめておくと、司法省の私法上の契約関係を行政権の関与から守るというかたくなな姿勢は戦時統制法制の本来の目的と齟齬をきたす局面を多々生じさせ、その局面は戦時農地法制でも生じていた。臨時農地等管理令第5条についていうと、農地転用・農地潰廃の統制という臨時農地等管理令本来の目的との関連では二つの齟齬を生み出すことになった。一つは、戦時期農地法制段階の第5条が、いわば罰則規定であり、効力規定ではなかったことから、戦時期における臨時農地等管理令違反・間行為を助長する一因となったこと、二つは、第5条が効力規定でなかったこととそれを前提とした農林省の対応のまずさ・曖昧さ（当初より権利移動交渉手前に許可を得るという点を徹底しなかったこと）もあり、農地転用・農地潰廃の既成事実を事実上追認せざるを得なかったこと（第5条の尻抜け）、である。

臨時農地等管理令運用上の最大の問題点は、その違反行為・間行為がかなり広範にみられた点であった。もちろん、臨時農地等管理令がなければ民間における農外転用・農地潰廃が急拡大したことは間違いなく、その意味で臨時農地等管理令の農地潰廃抑制効果は大きかったとみてよいと思われるが<sup>(9)</sup>、それでもそれとは別にかなりの違反行為・間行為が横行していたことを認識することは重要であろう。従来の論稿は、結果的に、臨時農

地等管理令が守られ、臨時農地等管理令に規定された通りに運用されたことを前提に議論が組み立てられてきたが、この認識には問題があったということである。戦時農地法制で農地転用許可制度が登場し農地潰廃抑制が制度化されたことは、戦後農地法段階への継続面として農地制度史上画期的な出来事であったのであるが、しかし、戦時期と戦後段階では、罰則規定から効力規定への変化、臨時農地等管理令第5条の尻抜けから戦後農地法段階における許可書を付した登記手続の遂行、それらを前提にした農地転用違反の件数・面積の戦後での激減、といった点で、かなり断絶的であった。農地転用許可制度という戦時農地法制で登場した画期的な農地潰廃抑制制度は外形的には戦後農地法段階へと継続したのであるが、しかしその内実においては戦時と戦後は質的にとっていってほど大きく断絶していたのである。戦時農地法制で登場した農地転用許可制度がそのまま戦後農地法段階まで引き継がれていったとする従来の連続的認識はあまりにも単純すぎるのであり、戦時から戦後への連続面を外形的継続性として把握するとともに、戦時と戦後における農地転用・農地潰廃の断絶面も十分に認識しておく必要があろう。

(1)岡田知弘氏は、臨時農地等管理令の評価に関して、「さて問題は不許可・不承認率であるが、7条は1.5%にすぎない。これに対して3条・5条は10%前後の不許可・不承認を出し、ある程度規制していたことがわかる。つまり、軍用・軍需工業用に関しては、ほとんどフリーパスで潰廃を進め、小口転用については規制を加えるという運用上での特質が浮かび上がる」（岡田知弘『日本資本主義と農村開発』法律文化社、1989年、230頁）としている。岡田氏の臨時農地等管理令の評価である「軍用・軍需工業用に関しては、ほとんどフリーパスで潰廃を進め、小口転用については規制を加えるという運用上での特質が浮かび上がる」という評価自体は妥当であると思うが、その根拠（大口の第7条の不了承率・不承認率が1.5%と極めて低く、逆に小口の第3条・第5条の不許可率が10%前後であったこと）は、妥当ではないであろう。また、沼尻晃伸氏も許可率が高いことをそのまま氏の議論の中に組み込んでいるのであるが（沼尻晃伸『工場立地と都市計画』東京大学出版会、2002年、199頁）、これも妥当ではないで

あろう。一般に、当時の許認可申請書は町村役場・地方事務所を経由して道府県庁に提出されたが、その際、府県知事宛申請書には、市町村長の意見書・副申書（場合によっては、農業会長や農事実行組合長のそれ）が添付されたのである。この点は臨時農地等管理令第3条・第5条も同様であった（たとえば、1941年2月28日付滋賀県経済部長から市町村長宛「臨時農地価格統制令並ニ臨時農地等管理令実施ニ関スル件」では、「第三 申請手続ニ関スル事項 1、価格統制令施行規則第二条ノ許可、同第四条ノ認可及管理令施行規則第四条、同第八条ノ許可申請書ハ市町村ヲ經由シ、当市町村長ノ意見書ヲ添付スルコト 2、(イ) 管理令施行規則第四条ニ依リ農林大臣ニ提出スル申請書ハ市町村及県ヲ經由シ当市町村長ノ意見書ヲ添付スルコト (ロ) 管理令施行規則第十四条ノ届出ハ市町村ヲ經由スルコト又同令施行規則第十五条ノ申請書ハ市町村ヲ經由シ当市町村長ノ意見書ヲ添付スルコト」(『臨時農地管理』滋賀県行政文書、滋賀県所蔵)と指示されている)。つまり、そもそも許可がないことが明らかな事件まで申請することはありえなかったのである。市町村役場の段階で申請するかどうかの、いわば内部審査が行われたような形であった。それをパスした申請書のみが県庁へ送られたのである。でなければ、不許可率はずっと高かったはずである。にもかかわらず、第3条・第5条で全国平均10%程度の不許可がでたのは、県庁と市町村との間で臨時農地等管理令運用・解釈に関する意思疎通が充分でなかったか、あるいは一般住宅転用の許可・不許可などの微妙な解釈の相違に基づくものであった。ちなみに、第7条は国あるいは道府県の施設・事業であり、もともと不承認・不承認がでる可能性が極めて低い事案であった。

(2) 司法省刑事局『経済月報』の統制違反一覧表にはそもそも臨時農地等管理令違反項目がない。従来の研究で臨時農地等管理令違反・間の存在に注目してきていないのは、この点と関係があったと思われる。ただし、農地作付統制違反についての報告はたびたび登場する（たとえば、甲府における果樹栽培への転換による臨時農地等管理令違反(『全国経済犯罪情勢(7月分)』『経済月報』2-8、1942年8月)や大阪府の「運根作付統制違反検挙に関する件」『経済月報』3-8、1943年8月など)。

(3) この点に関連して、「農地転用の許可を認める条件

が曖昧であった点」については、沼尻晃伸氏がすでに指摘している(沼尻前掲書199頁)。ただ、具体的に指摘されているわけではない。

(4) 『臨時農地管理』滋賀県行政文書、滋賀県所蔵、「臨時農地等管理令運用ニ関スル件」『農地制度資料集成』10、536~537頁。この文書は、道府県公報にも掲載され(たとえば、『石川県報』5362、1943年2月24日、『静岡県農地制度改革誌』1956年、168~169頁)、市町村にも回された(たとえば、『自昭和16年耕地ニ関スル書類綴』広島県安佐郡狩小川村役場文書、広島市公文書館所蔵、『勸業書類』山梨県北都留郡甲東村役場文書、沼尻前掲書208頁)。

(5) 以上、中央物価統制協会『臨時農地価格統制令臨時農地等管理令解説』1941年5月、75~76頁。

(6) 沼尻氏は、この弱点についての確に指摘している。ただし、後述するような戦後農地法制との比較や行政権の介入から私法上の契約を守るという当時の司法省の基本姿勢との関係でこの弱点を位置付けているわけではない。さらに、沼尻氏は、この第5条が第3条の事実上の「抜け道」として機能していたことを強調している(以上、沼尻前掲書200~201頁)。氏は、第3条よりも第5条のほうが工場建設や労務者住宅の農地転用が圧倒的に多いことを、「抜け道」として機能したことの実証的根拠としているが、この点は妥当ではないであろう。もともと自己転用であった第3条よりも、工場建設や労務者住宅への転用目的での権利移動である第5条のほうが、件数も面積も多くなるのは当然であったといえよう。

(7) この点に関して、臨時農地等管理令第7条ノ2(1944年3月25日改正)についても、「本令第七条ノ二は私法上の効力要件を規定したのではなく、之に違反するときは国家総動員法第三十三条の罰則の適用があることを規定したに止まるのである」。たとえ違反があっても、「当該契約の締結乃至は其の履行行為が有効であることは、勿論である。要するに、本規定の狙とするところはかゝる罰則の威力を以て所期の目的を達成すべく企図せるもの」であった(『統制経済法令の解説』『経済月報』4-5、1944年5月、34頁)。

(8) 我妻栄・加藤一郎「農地調整法の解説」『法律時報』18-5、1946年、28頁、和田正明・橋武夫「新農地法詳解」学陽書房、1952年、54頁、関谷俊作「日本の農地制度」農業振興地域調査会、153~154頁、159頁などを参照。なお、戦時中の司法省の姿勢や

効力規定への転換については、坂根嘉弘「広島県における小作料統制令第六条事件について」『史学研究』239、2003年を参照。

- (9)ちなみに、岡田氏は、「この臨時農地等管理令によって農地転用は許可制度となったとはいえ、農地転用が制限されたわけではない。…結果的に、臨時農地等管理令は、農地の取引窓口を公権力が一本化し、軍需利用目的を最優先した土地動員を促したといえよう」(岡田知弘「農工調整問題と国土計画」『戦後日本の食料・農業・農村第1巻 戦時体制期』農林統計協会、2003年、273頁)としているが、この評価は臨時農地等管理令をあまりにも戯画化しすぎていよう。少なくとも、臨時農地等管理令第3条・第5条によって民間の農地潰廃を抑制したことは間違いないし、また臨時農地等管理令が「土地動員を促した」とは言えないであろう。

[付記] 本稿は日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(C)(研究代表者坂根嘉弘、課題番号19530309)による研究成果の一部である。